



* 0035547000 *

0035547-000

特247-133


政府管掌健康保険事業要覧

石川県警察部健康保険課

昭和12年度

昭和14

AGD



秘

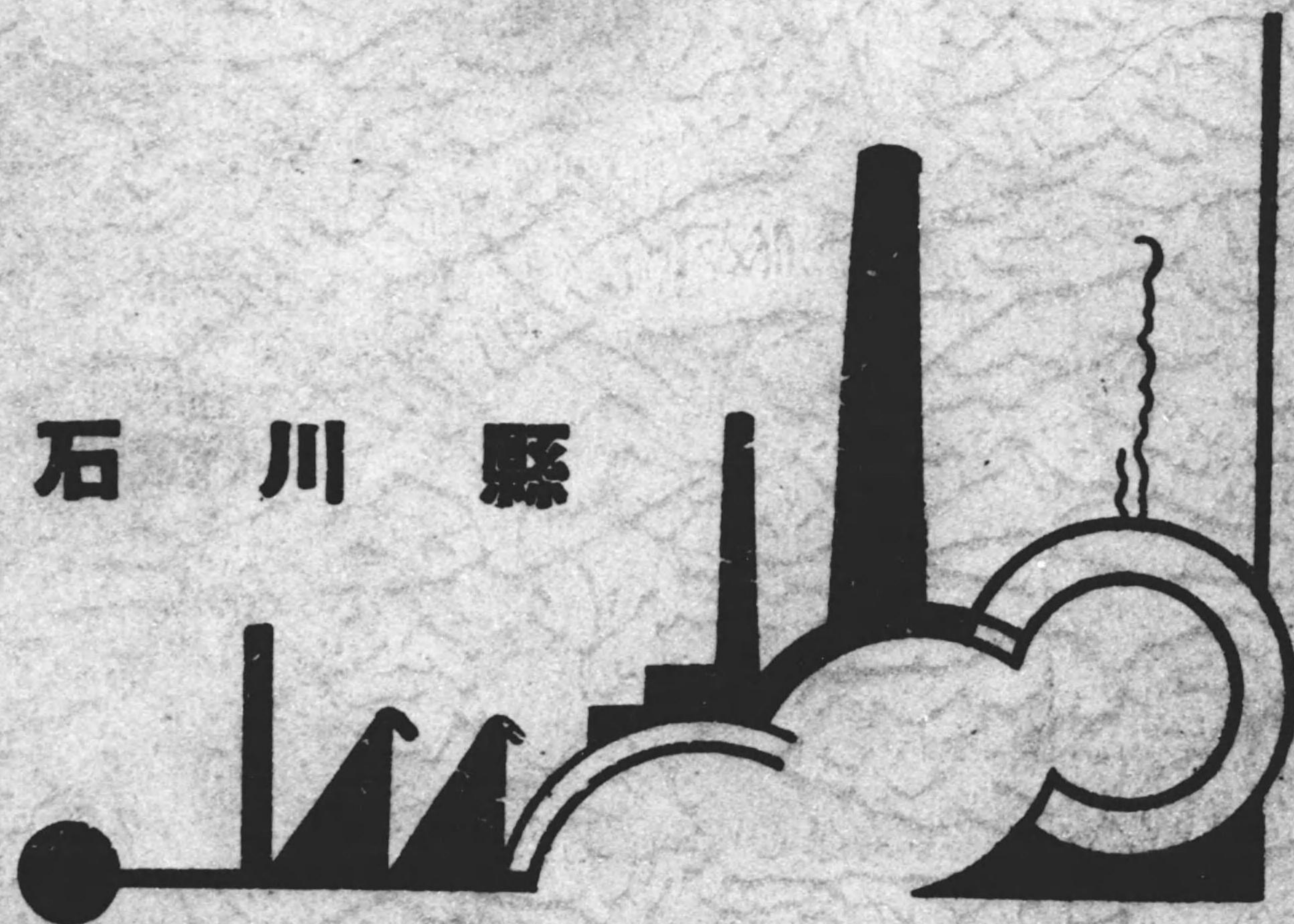
昭和十二年度

政府管掌

健康保險事業要覽



石川縣



391
458

183

本書は主として昭和十二年度の事業の
概要を収録したるも尙其の消長を知るに
便なるため既往の事實をも併録せり

昭和十四年一月

石川県警察部健康保険課

第247

133

391
458

本書は主として昭和十二年度の事業の
概要を収録したるも尙其の消長を知るに
便なるため既往の事實をも併録せり

昭和十四年一月

石川県警察部健康保険課



石川縣の沿革	1
石川縣の地勢	1
健康保險の沿革	2
昭和十二年度健康保險事業概況	3
第一 職 員	8
第二 石川第一次健康保險審査會 (昭和十二年度未現在)	8
第三 工場、事業場、事業數及被保險者數	9
(一) 業態別工場、事業場、事業數及被保險者數	9
(二) 被保險者異動狀況	11
(三) 標準報酬等級別被保險者數 (保險料率百分ノ四)	12
第四 保 險 料	13
(一) 保險料納入狀況 (昭和十二年度)	13
(二) 督促及滯納處分狀況	13
第五 保 險 給 付	14
(一) 傷病に關する給付	14
(二) 死亡に關する給付	14
(三) 分娩に關する給付	15
(四) 保險給付件數、日數及費用額 (昭和十二年度)	15
(五) 傷病に關する給付の月別 (昭和十二年度)	16
(六) 死亡に關する給付の月別 (昭和十二年度)	17
(七) 分娩に關する給付の月別 (昭和十二年度)	18
(八) 療養の給付及傷病手當金の期間別件數 (昭和十二年度)	19



(九) 療養の給付並傷病手当金の傷病類別 (昭和十二年度).....20

(十) 療養の給付の傷病轉歸別件數.....24

(十一) 死亡の原因調 (昭和十二年度).....25

第六 保險醫診療報酬分配狀況.....28

第七 保險齒科醫診療報酬分配狀況.....29

第八 給付機關.....29

第九 保健施設.....30

 (一) 一般施設.....30

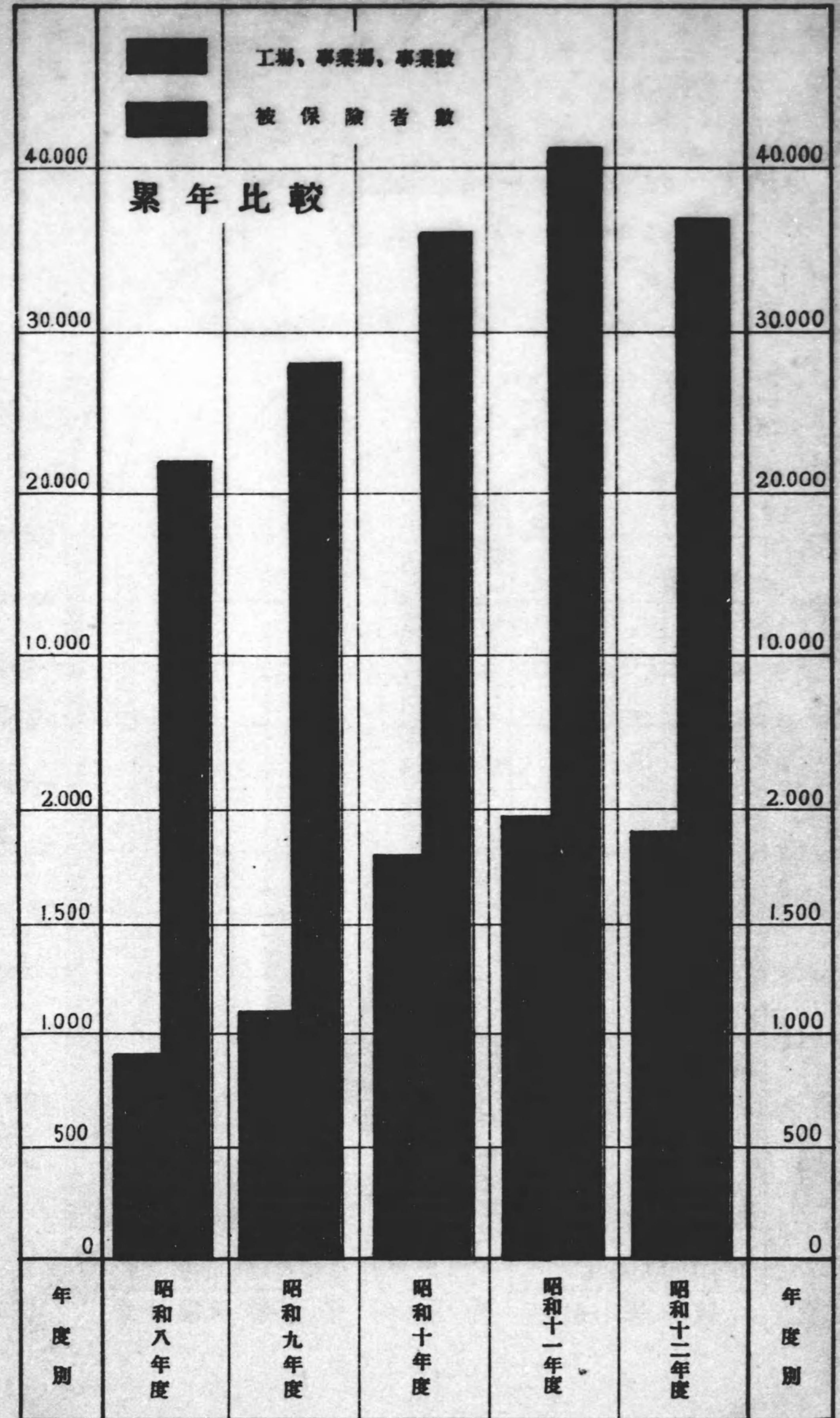
 (二) 健康保險相談所.....30

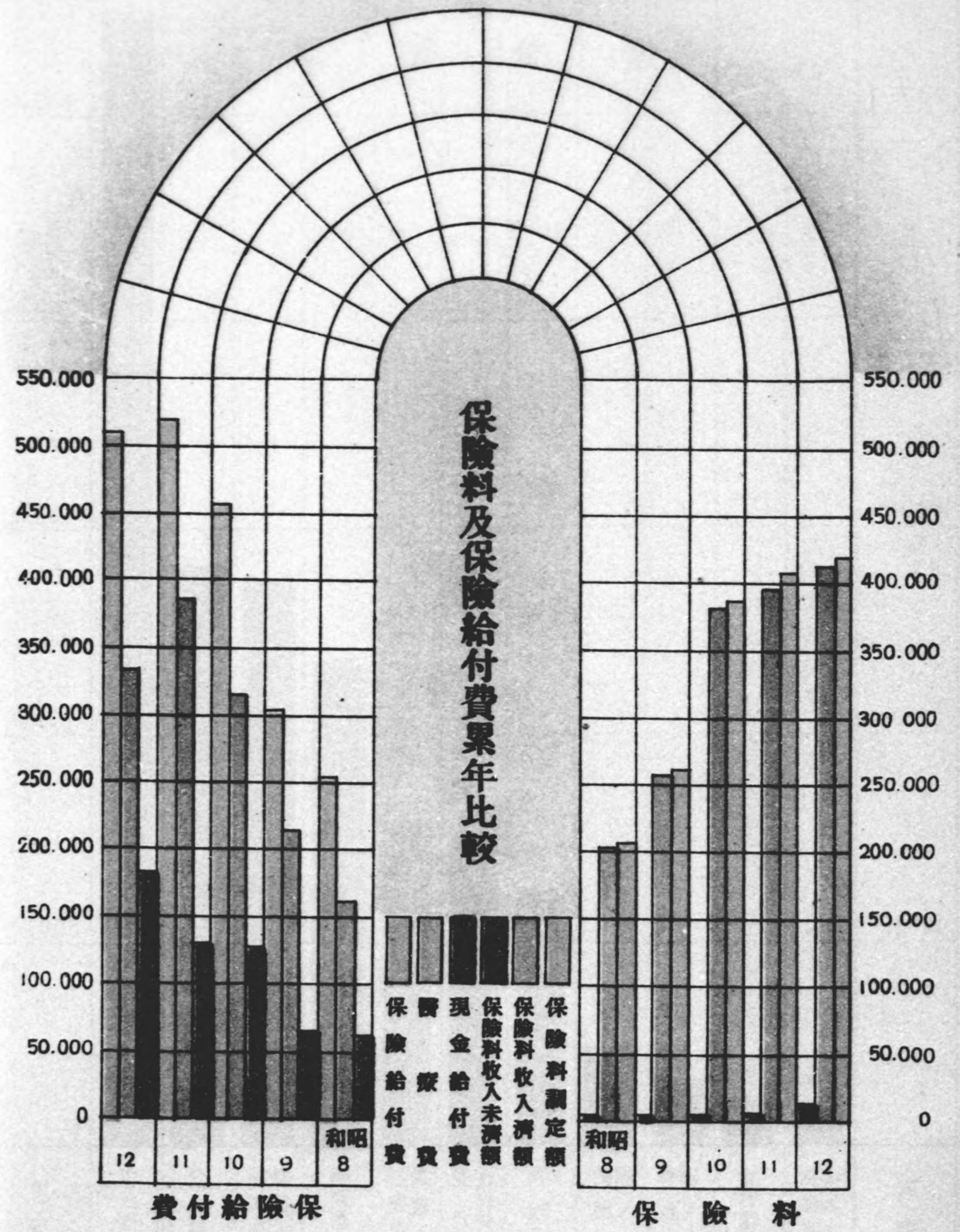
第十 保險經濟 (昭和十二年度).....32

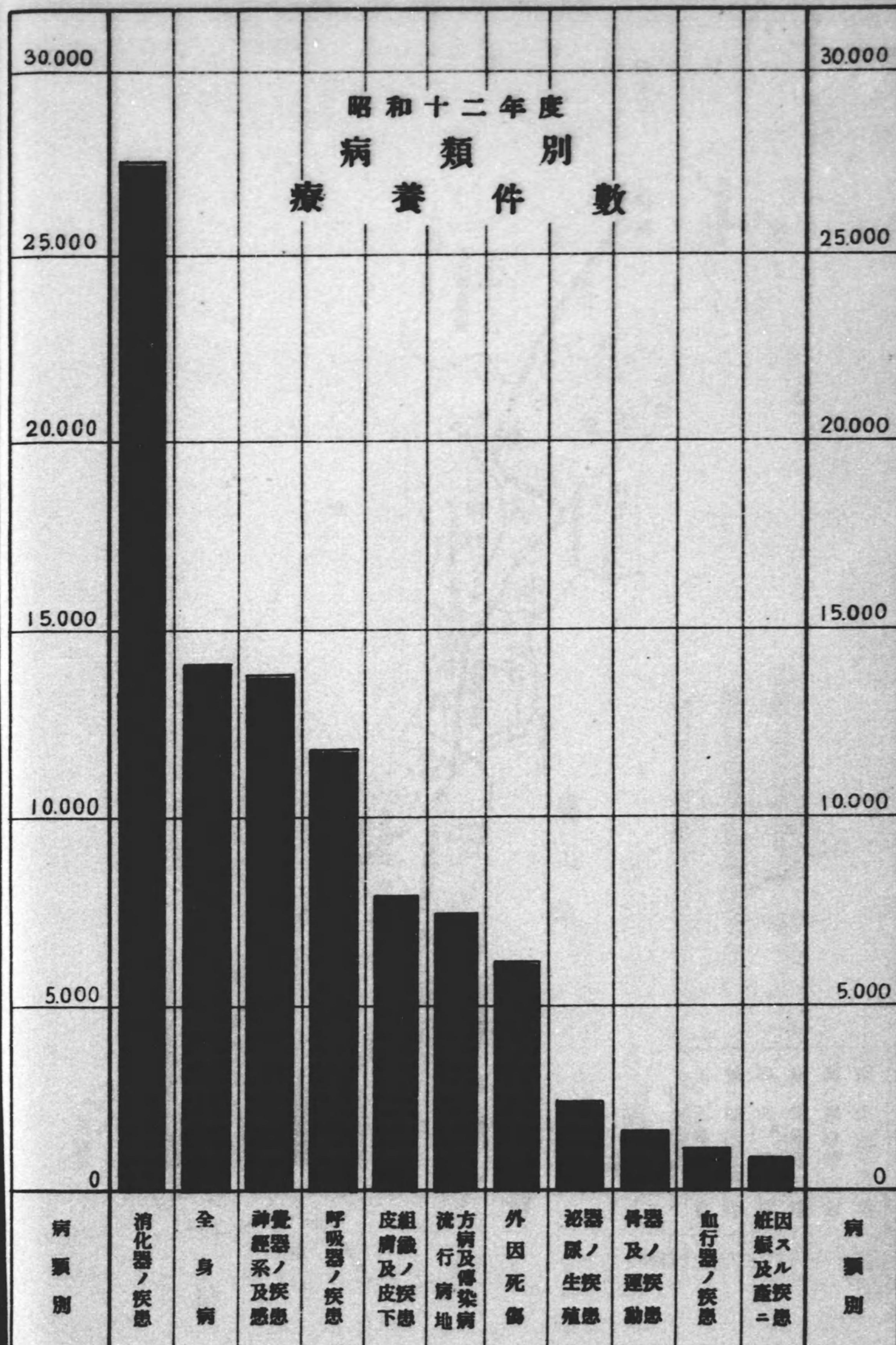
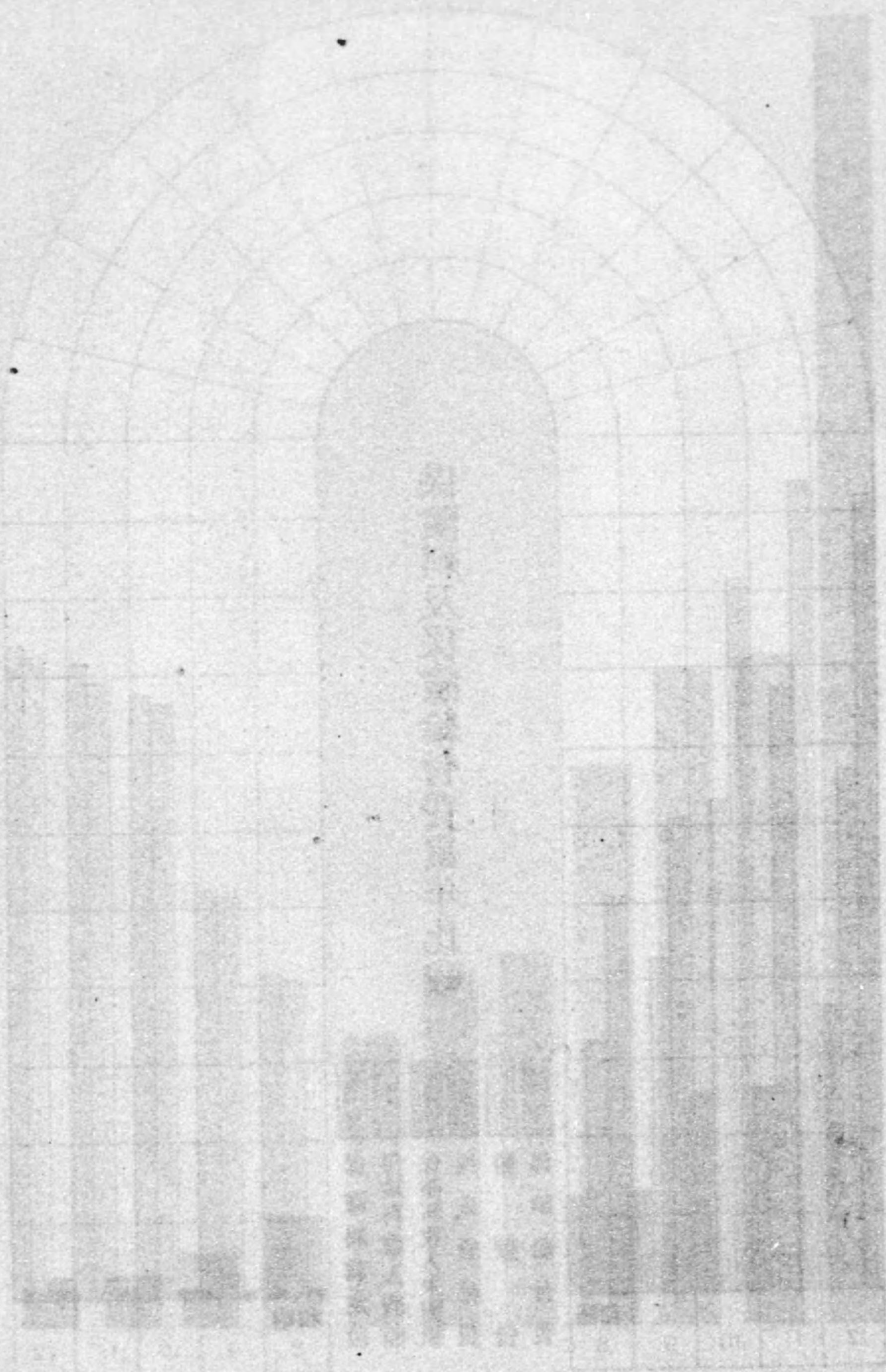
第十一 健康保險より觀たる石川縣の地位 (昭和十一年度).....32

附 錄 石川縣に於ける健康保險組合.....34

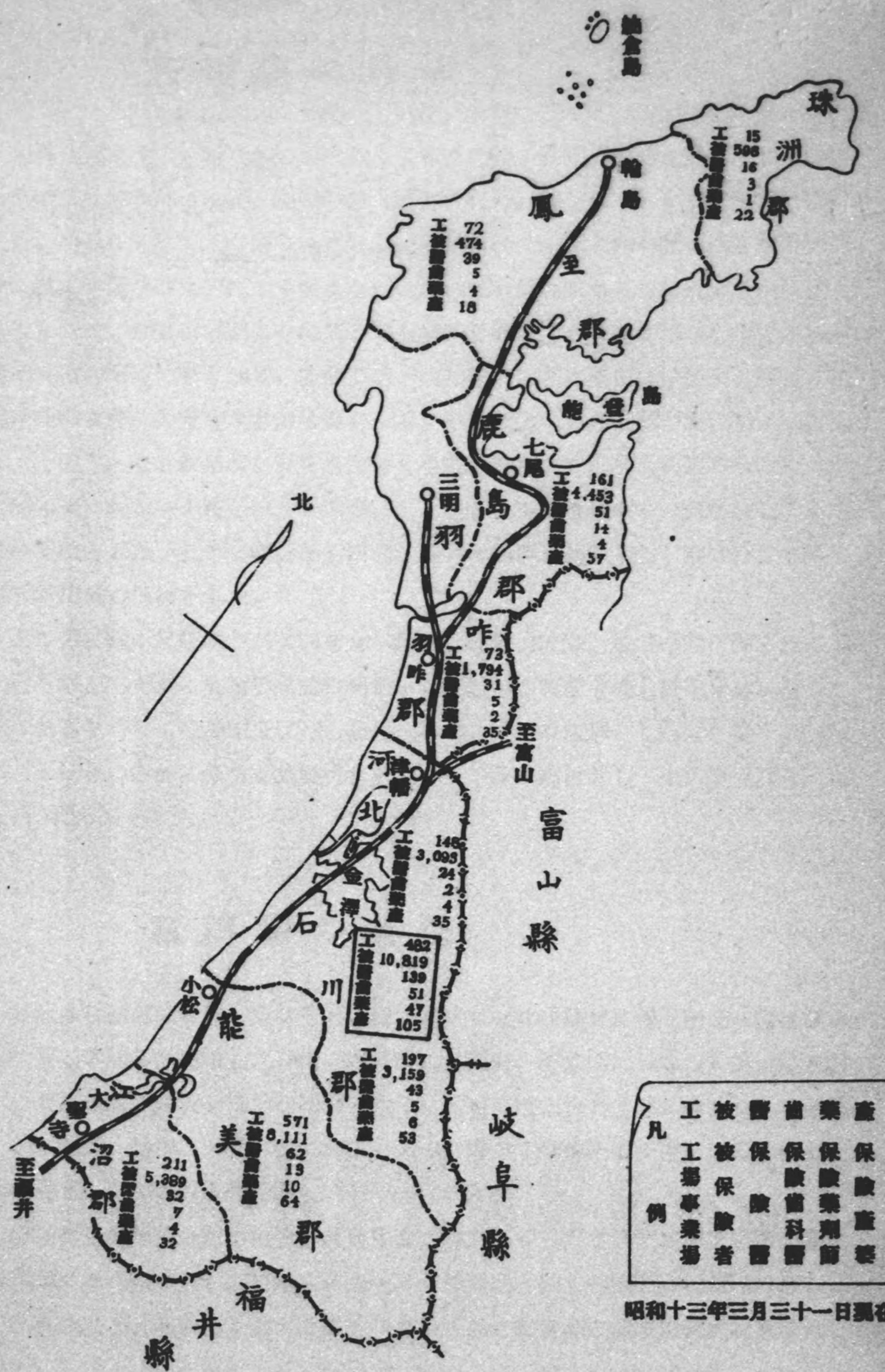
 歷代知事、警察部長、健康保險(署)課長.....35







郡市別分布圖



工	被	醫	畜	産
工	被	保	保	保
工	場	保	險	險
場	業	險	者	業
業	者	業	者	業
者	業	者	業	者
業	者	業	者	業
者	業	者	業	者
業	者	業	者	業
者	業	者	業	者
業	者	業	者	業
者	業	者	業	者

昭和十三年三月三十一日現在



本縣は遠き上古の時代から中世期に至るまでは、朝廷の直轄に屬して居たが壽永の頃には源義仲、加賀、能登の二ヶ國を併有し、鎌倉幕府となりて加賀は富樫氏に、能登は分れて元の國守によつて支配せられた。南北朝時代に至り加賀は北朝に屬し能登のみは何れにも屬せなかつた。足利氏の末から徳川氏天下の政權を握るまでは、加賀は本願寺の僧領より上杉氏を経て佐久間氏に移つたのであるが徳川氏諸侯配置に際し加賀、能登の二ヶ國は越中と共に前田氏の所領に歸し、後前田氏の支藩、大聖寺及富山に封ぜらるゝや其所領の一部を領つた。明治二年金澤、大聖寺、富山の各藩を置き同四年七月廢藩置縣と共に其所轄舊の如くなつたが同年更に加賀一ヶ國を以て金澤縣とし、能登一ヶ國及越中の一部を合して七尾縣の所轄とした、五年金澤縣を石川縣と改め七尾縣を廢し加賀、能登の二ヶ國を以て石川縣の所轄とした。

九年更に越中及越前の二ヶ國を加へ越前、加賀、能登、越中の四ヶ國を以て石川縣所轄としたが、十四年越前の國を十六年越中の國を分轄し爾來今日に至つた現今加賀を分けて金澤市及江沼、能美、石川、河北の四郡とし能登を羽咋、鹿島、鳳至、珠洲の四郡に分ち更に郡内を區劃して183ヶ町村にして全戸數 155,828 總人口 779,596 となる。

石川縣の地勢

加賀は西南越前に接し東は飛騨、越中に接し、北は能登に連り西北一帯は日本海に面して居る。白山、大日山、妙法山、大門山、等東南に群聳して其山脈左右に分岐し越前、美濃、飛騨の諸國に跨る。又東に醫王山あり北に綿互して三國嶺に連り能登、越中二ヶ國の境に到る。國中平野少く地味肥瘠相半し土壤は概ね耕種に適す。面積 2,176 萬軒 244 (141 方里) である。

能登は東南加賀及越中に接し其他は海に突出して一大半島を成して居る。半島の東部に七尾灣あり、灣の前面に島嶼あり能登島と稱し周圍 71 軒 (18 里) ある。又半島の西北に島嶼あり其大なるものを七ツ島、鮎倉島と云ふ山岳は加賀に比し

高峻でないが實地、石動の二山脈で富山縣と境を分ち其の外國內到る處岡峻が起伏し平地は極めて少ない、地味概して礫砂であるが海濱は殊に水産に富み面積は2,024方軒269(131方里)である。

健康保険の沿革

我國最初の社會保險の一部門たる健康保險法は大正十一年四月法律第七十號を以て公布せられ之れが實施準備中の處、偶々大正十二年九月一日關東大震災の變ありて經濟界に與ふる打撃甚大なりしを以て直ちに之れを施行し難き事情となり以て暫く之れを延期することとなり社會局に於ては引續き調査研究を續け遂に大正十六年(昭和二年)一月一日より實施の豫定を樹て、第五十二回帝國議會に健康保險法中改正法律案(附則改正)及健康保險特別會計法律案を提出し、大正十五年三月二十九日法律第三十四號及法律第二十六號を以て公布せられ、其結果健康保險法は大正十五年七月一日(但し保險給付及費用の負擔に關する規定は昭和二年一月一日)より、特別會計法は昭和二年一月一日より施行せられることとなり。之れに先立ち大正十五年八月勅令第二百七十二號を以て健康保險署官制制定せられ大正十五年十月一日より北海道に四ヶ所及各府縣に一ヶ所宛總計五十ヶ所の健康保險署を設置され、石川健康保險署は金澤市出羽町成巽閣を廳舎に充て署長以下關係職員が任命せられ事務を開始したり。

昭和二年一月一日より健康保險法の全部を實施すると同時に、石川第一次健康保險審査會が設置せられ、會長、委員、幹事、書記が任命せられたり。

昭和四年八月健康保險の事業は労働行政並衛生行政等と密接なる關係を有する事務を管掌する地方廳に移管せらるることとなり茲に石川健康保險署は創設滿二年十ヶ月にて廢止せられ石川縣警察部内に健康保險課が設置せられたり。

昭和四年及昭和九年の兩回に於て漸進的に法の改正ありて適用範圍擴張せられ本事業は益々圓滿なる進展を遂げつゝ今日に至れり。

昭和十二年度健康保險事業概況

被保險者

石川縣に於ける政府管掌の被保險者の總數は前年度末現在は41,327人、本年度内に於て資格取得及其他の事由に因る増加23,493人資格喪失及其他の事由に因る減少26,930人で本年度末現在數は前年度末現在數に比し3,437人減少して37,890人である。内男子被保險者は15,370人にして總數の4割0分、女子被保險者は22,520人にして總數の5割9分である。之を被保險者の種類に依り區別すれば次の如くである。

1. 強制被保險者	37,818人
1. 任意包括被保險者	69人
1. 任意繼續被保險者	3人
計	37,890人

以上の被保險者の標準報酬日額は男子被保險者に在りては第7級最も多く3,684人にして、男子被保險者の2割3分を占め、第8級2,398人之に次ぐ女子被保險者に在りては第3級最も多く6,496人にして女子被保險者の2割8分を占め、第4級6,243人之に次ぐ。而して之等の平均標準報酬日額は男子被保險者は99錢6厘、女子被保險者は58錢7厘、計75錢3厘である。又之を前年度に比較するに男子被保險者に在りては8錢4厘、女子被保險者に在りては3錢9厘、計6錢6厘の増減を示してゐる。

工場、事業場及事業數

被保險者を使用する工場、事業場及事業數の總數は1,927である。内工場數1,822之に使用せらるゝ被保險者34,740人鑛業法適用の事業場數5、之に使用せらるゝ被保險者630人、其の他の事業數92、之に使用せらるゝ被保險者2,448人、任意包括被保險者を使用する事業數8、被保險者數69人である。

又之を業務の種類に依り區別すれば染織工場は1,030被保險者數24,922人、機械器具工場は281、被保險者數3,791人、化學工場は58、被保險者數2,194人、飲食物工場は29、被保險者數353人、雜工場は363、被保險者數3,204人特別工場は

61. 被保険者数 275 人、鑛山は 5、被保険者数 630 人、其の他の事業は 92、被保険者数 2,448 人、任意包括被保険者使用事業は 8、被保険者数 69 人である。

保 險 料

保険料の徴収状況は前年度内に於ける調定保険料 400,824 圓 44 錢、収入済額 398,559 圓 18 錢、収入未済額 2,056 圓 02 錢にして、本年度内の調定保険料 418,018 圓 09 錢、収入済額 415,789 圓 23 錢、収入未済額 2,200 圓 95 錢（不欠損額納付 27 圓 91 錢）にして之を前年度に比較すれば、調定保険料 17,193 圓 65 錢、収入済額 17,230 圓 05 錢の増加である。

保 險 給 付

前年度中に於ける保険給付の総件数 105,129 件、総日数 1,592,231 日及之に要したる費用額 523,029 圓 07 錢にして、本年度中の総件数 108,895 件、総日数 1,595,886 日、之に要したる費用額 513,859 圓 96 錢、之を前年度に比較するに件数に於て 3,766 件増加し、日数に於て 6,345 日、費用額に於て 9,219 圓 11 錢の減少である。

(1) 療 養 の 給 付

本年度中に於ける療養の給付の総件数 95,481 件、総日数 1,302,294 日、之に要したる費用額 334,395 圓 93 錢にして保険給付の総件数に對して 9 割、総日数に對して 8 割 1 分及總費用額に對して 6 割 5 分である、而して療養の給付件数を其の發生の原因に依り區別すれば、業務上の事由に因るもの 3,700 件、業務上の事由に因らざるもの 91,781 件にして其の總件数に對する割合は業務上の事由に因るものは 3 分、業務上の事由に因らざるものは 9 割 6 分である。又前年度に比較するに、件数に於て 347 件増加し、日数に於て 58,700 日、費用額に於て 55,417 圓 45 錢の減少である。

(2) 療 養 費

療養の給付に代へて療養の支給を爲したるもの、件数は 364 件、日数は 4,237 日、之に要した金額は 2,462 圓 82 錢にして之を前年に比較するに件数に於て 202 件、日数に於て 1,482 件、金額に於て 753 圓の増加である。

(4)

(3) 傷 病 手 當 金

傷病手當金を支給したるもの、件数は 5,591 件、日数は 204,903 日、之に對する支給額は 96,287 圓 06 錢にして、之を前年度に比較するに、件数に於て 704 件、日数に於て 24,187 日及支給額に於て 17,296 圓 91 錢の増加である。

尙傷病手當金の件数、日数及支給額に就き發生の原因に因り區別すれば、業務上の事由に因るもの 588 件及び日数 12,064 日、此の支給額 6,928 圓 01 錢、業務上の事由に因らざるもの 5,003 件及び日数 202,839 日、此の支給額 89,359 圓 05 錢である。其の總件数、日数及支給額に對する割合は業務上の事由に因るもの、件数は 1 割 0 分、日数は 5 分及支給額は 7 分にして業務上の事由に因らざるもの、件数は 8 割 9 分、日数は 9 割 8 分及支給額は 9 割 2 分である。

(4) 埋 葬 料 (埋葬費)

埋葬料を支給したるもの、件数は 565 件にして、之に對する支給額は 17,599 圓 39 錢である。之を前年度に比較するに件数に於て 182 件、支給額に於て 5,919 圓 35 錢の増加である。

(5) 分 娩 費

分娩費を支給したるもの、件数は 2,359 件にして之に對する支給額は 23,630 圓である、之を前年度に比較するに件数に於て 797 件及支給額に於て 7,980 圓の増加である。

(6) 助 産 の 手 當

助産の手當を爲したるもの、件数は 2,348 件、之に對する支給額は 11,345 圓 70 錢である。之を前年度に比較するに件数に於て 838 件及支給額に於て 4,042 圓 30 錢の増加である。

(7) 出 産 手 當 金

出産手當金を支給したるもの、件数は 2,187 件、日数は 74,452 日、之に對する支給額は 28,139 圓 06 錢である。之を前年度に比較するに件数に於て 696 件、日数に於て 26,682 日及支給額に於て 10,257 圓 08 錢の増加である。

(5)

給付機関

本年度末現在に於ける被保険者の診療並に調剤、助産の手當を擔當する保険醫又は保険薬剤師、保険産婆等は次の如くである。

1. 保 險 醫	542 人
内 醫師たる保険醫	437 人
歯科醫師たる保険醫	105 人
2. 保 險 藥 劑 師	82 人
3. 保 險 産 婆	421 人
4. 金澤醫科大學附屬醫院	

以上の外、石川縣柔道整復術師會及金誠看護婦會は被保険者の傷病に關する給付を擔當してゐる。

保健施設

本年度内に於て被保険者の体位向上の爲實施したる保健施設の状況は次の如くである。

1 保健宣傳に關する施設

保健宣傳ポスター及パンフレット配付

保健衛生講演會並活動寫眞映畫會 31回 聽講、觀覽者8,610人

健康者表彰 五年健康者表彰 男57人 女95人 計152人
十年健康者表彰 男8人 女5人 計13人

2 傷病豫防に關する施設

休 育 講 習 會	1回	受講者數	261人
榮 養 講 習 會	4回	同	115人
スキー指導者講習會	健康保險協會、富山縣共催の北陸三縣下のスキー指導者講習會に於ける石川縣の受講者數		10人
野 球 大 會	参加被保險者數		156人
武 道 大 會	同		43人
卓 球 大 會	同		87人
排 球 大 會	同		52人
工場食實地指導	健康保險協會共催にて實地指導をなしたる工場		22場

3 健康保險相談所

健 康 相 談	5,429 人	太 陽 燈 照 射	6,705 人
レントゲン検査	3,349 人	各 種 材 料 檢 査	2,267 件
健康保險の一般的事務の相談又は指導若は手續の代行			725 件
出張健康相談	12 回	受相談被保險者	823 人

其 の 他

1 保險醫の監査

健康保險被保險者に對する保險醫の診察状況を調査すると共に將來一層之が適正を期すべく7月19日より10月31日の期間に於て117名に就き監査を爲したる結果保險醫の指定を取消したるもの4名嚴重戒告を與へたるもの5名注意を加へたるもの8名である。

2 金澤醫科大學附屬醫院の健康保險事務打合會

本縣主催の下に金澤醫科大學附屬醫院に於ける健康保險の診療の適正なる運営を期する目的を以て7月16日同醫院に於て富山、福井、石川、三縣の事務擔當者並同醫院の診療事務擔當者參集の上打合會を開催した。

3 事業主座談會

本法布かれて十有二年未だ其の趣旨の徹底を缺く憾あり之が啓蒙を圖り圓滿なる運営を期すべく7月25日より10月18日の間に於て江沼郡大聖寺町外縣下工場集團地12ヶ所にて事業主座談會を開催せし處今次支那事變の勃發に依り一時中止の已むなきに至つた。

4 健康保險療養所の建設

本縣河北郡三谷村地内縣營結核療養所たる醫王園に隣接し健康保險療養所を建設すべく之が敷地3,641坪を昭和十三年二月買収し直に整地工事に着手し同年末日を以て竣工せり依つて昭和十三年度早々建築工事に着手の豫定なり。

以上記述した通り昭和十二年度に於ける健康保險事業は今次支那事變勃發以來

本縣の主産業たる染織工場は漸次不振となり、従つて本事業に好影響を齎さず依然として保険経済即ち收支状況は困難なる状態にあるを以て保険料の徴収、就中滞納保険料の整理、標準報酬の是正、被保険者資格届出の勵行、保険給付の適正、各種手當金の不當請求の防止等々に努め本法運用上遺憾なきを期した。

第一 職 員

大正十五年十二月一日現在の関係職員は僅に 12 名なるも其の後、本縣産業界の進展に伴ひ累年増加し、昭和十二年度末現在数は次の如くである。

健康保険課長	技 師	嘱託醫	係 名	屬	視察員	雇 (臨時)	給仕	小使	計
	1 (兼)	2 (兼) 2 (無給)	庶務係 徴収係 給付係	4 4 4	— 1 2	8 10 13	2	2	56
		健康保険 相談所	嘱託醫	事務 嘱託	レントゲ ン嘱託	看護婦 嘱託	小使		
			1 (臨時)	1	1	2 (臨時)	1	8	

第二 石川第一次健康保険審査會

(昭和十二年度末現在)

被保険者の権利救済の爲健康保険審査會がある。之は保険給付に関する決定に不服ある被保険者から審査の請求があつた場合、其の適否を審査決定する機關で其の組織は次の如くである。尙本縣では昭和八年十二月六日審査決定したことがある。

會 長	委 員			幹 事	書 記
	官公吏又ハ學 識経験アル者	事業主	被保険者		
知 事	3	3	3	(健康保 險課長) 1	(圖) 2

第三 工場、事業場、事業数及被保険者数 (年度末現在)

既往五年間に於ける工場、事業場、事業数及被保険者数は次の如くである。尙昭和十二年度に於て之を地域的に分布状態を見れば工場、事業場及事業数は能美郡最も多く總数の2割9分、金澤市之に次ぐ。又被保険者数は金澤市最も多く總数の2割8分、能美郡之に次ぐ、尙昭和十年度に於て激増を示したるは法の改正に依り適用範圍の擴張せられた結果である。

年 度 別	工場事業場 及 事業数	被 保 険 者 数		
		總 数	男	女
昭和八年度	987	22,815	7,497	15,318
同 九年度	1,175	29,532	9,739	19,793
同 十年度	1,832	36,871	14,250	22,621
同 十一年度	1,991	41,327	15,790	25,537
同 十二年度	1,927	37,890	15,370	22,520
金 澤 市	482	10,819	6,611	4,208
江 沼 郡	211	5,389	1,421	3,968
能 美 郡	571	8,111	1,916	6,195
石 川 郡	197	3,159	1,483	1,676
河 北 郡	148	3,093	723	2,370
羽 咋 郡	73	1,794	485	1,309
鹿 島 郡	161	4,453	1,887	2,566
鳳 至 郡	72	474	388	86
珠 洲 郡	12	598	456	142

(一) 業種別工場事業場事業数及被保険者数 (年度末現在)

既往五年間に於ける業種別の工場、事業場、事業数及被保険者数は次の如くである。尙昭和十二年度に於ける工場は染織工場の織物業最も多く總数の5割3分、織物業の木竹、荖、荖製品業之に次ぐ。又被保険者は染織工場の織物業最も多く總数の6割2分、機械器具工場の機械製造業之に次ぐ。

業 種 別	昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度		昭和十一年度		昭和十二年度	
	工 事 事業 者数	被 保 險 者数	工 事 事業 者数	被 保 險 者数	工 事 事業 者数	被 保 險 者数	工 事 事業 者数	被 保 險 者数	工 事 事業 者数	被 保 險 者数
總 数	987	22,815	1,175	29,532	1,832	36,871	1,991	41,327	1,927	37,887
鑛 山 工 場	439	16,657	569	22,096	1,010	25,589	1,091	29,016	1,030	24,922
製 鐵 業	8	593	4	625	6	196	45	540	6	242
製 鋼 業	41	1,482	46	1,469	74	1,253	46	1,544	77	1,148
鐵 道 業	16	114	17	102	18	97	23	136	22	106
鐵 道 運 送 業	354	13,697	476	18,857	876	22,697	931	25,268	869	21,821
染 色 整 理 業	8	559	9	739	16	1,035	19	1,117	18	1,125
組 物 及 編 物 業	12	212	17	304	17	311	27	411	38	480
機 械 器 具 工 場	176	2,086	212	3,085	265	3,270	285	3,614	281	3,791
機 械 製 造 業	111	1,112	130	1,745	150	1,923	135	2,362	165	2,444
汽 船 及 車 輛 製 造 業	11	138	11	170	17	302	10	186	13	527
器 具 製 造 業	18	135	27	105	39	253	91	268	50	194
金 屬 品 製 造 業	36	701	44	1,065	59	792	49	798	53	626
化 學 工 場	53	1,871	53	1,864	81	2,188	55	1,987	58	2,194
窯 業	24	1,183	25	1,309	29	1,385	32	1,443	33	1,526
紙 業	3	125	3	118	4	131	4	136	5	174
火 物 製 造 業	2	26	2	24	2	29	2	21	2	26
油 製 造 業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
産 産 製 造 業	4	88	4	81	4	86	4	82	4	68
染 料 塗 料 顔 料 糊 料 類 製 造 業	9	34	5	24	10	38	6	40	6	33
製 薬 業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人 造 肥 料 製 造 業	1	97	1	117	2	115	1	106	2	108
其 他	8	316	11	189	3	144	4	157	4	257
飲 食 物 工 場	14	134	15	144	23	268	27	285	29	353
醸 造 業	—	—	—	—	1	10	1	9	1	7
ラ ム ネ、水 及 礦 泉 水 製 造 業	8	30	9	40	9	103	11	35	10	45
製 菓 子 製 造 業	4	91	4	89	9	125	8	132	9	153
菓 子 産 品 製 造 業	—	—	—	—	—	—	1	11	—	—
其 他	2	13	2	15	4	30	6	98	9	148
織 工 場	236	1,766	252	1,873	332	2,665	380	3,175	363	3,204
印 刷 及 製 本 業	12	370	12	368	33	525	30	528	29	533
木、竹、藁 及 産 品 業	154	552	157	577	195	763	231	1,072	219	1,041
皮 革 製 品 業	—	—	—	—	1	7	1	7	1	11
其 他	70	844	83	928	103	1,370	118	1,568	113	1,613
特 別 工 場	60	246	62	266	54	232	58	244	61	275
電 氣 業	58	225	60	245	52	211	56	221	59	255

(續)

業 種 別	昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度		昭和十一年度		昭和十二年度	
	工 事 事業 者数	被 保 險 者数	工 事 事業 者数	被 保 險 者数	工 事 事業 者数	被 保 險 者数	工 事 事業 者数	被 保 險 者数	工 事 事業 者数	被 保 險 者数
瓦 新 業	2	21	2	21	2	21	2	21	2	23
鑛 山	2	12	3	149	3	161	5	630	5	630
金 屬 山	2	12	1	11	2	21	2	76	2	100
其 他 非 金 屬 山	—	—	2	138	1	140	3	554	3	530
其 他 事 業	—	—	—	—	88	2,751	88	2,369	92	2,448
物 ノ 解 体 ノ 事 業	—	—	—	—	—	—	1	14	1	14
礦 物 ノ 採 掘 又 ハ 採 取 ノ 事 業	—	—	—	—	—	—	7	696	5	213
電 氣 ノ 傳 導 又 ハ 動 力 ノ 發 生 若 ハ 傳 導 ノ 事 業	—	—	—	—	—	—	24	304	22	285
地 方 鐵 道 法 又 ハ 軌 道 法 ノ 適 用 ヲ 受 ケル 事 業	—	—	—	—	—	—	10	730	12	769
自 動 車 荷 牛 馬 車 又 ハ 荷 車 一 依 リ 運 送 ノ 事 業	—	—	—	—	—	—	47	1,021	48	1,088
任 意 包 括 被 保 險 者 使 用 事 業	7	41	9	48	1	2	2	4	8	69

(二) 被 保 險 者 異 動 状 况

既往五年間に於ける被保険者の異動は次の如くである、即ち昭和十年度は最も多い之は法の改正に依り適用範囲の擴張せられた結果である。尙昭和十二年度の各月の異動は四月分最も多く十一月分之れに次ぐ。

年 度 別	増	減	差 引 増 減	年 度 末 現 在
昭 和 八 年 度	13,538	10,443	3,095	22,815
同 九 年 度	22,955	16,238	6,717	29,532
同 十 年 度	29,410	22,071	7,339	36,871
同 十 一 年 度	27,156	22,700	4,456	41,327
同 十 二 年 度	23,493	26,930	△ 3,437	37,890
四 月	3,432	2,144	1,288	42,615
五 月	2,343	1,920	423	43,038
六 月	2,506	1,870	636	43,673
七 月	1,728	1,647	81	43,754
八 月	1,526	2,510	△ 984	42,770
九 月	1,415	2,728	△ 1,313	41,457
十 月	1,415	2,275	△ 860	40,597
一 一 月	1,278	3,518	△ 2,240	38,357
一 二 月	1,305	2,322	△ 1,017	37,340
昭 和 十 三 年 一 月	2,035	2,043	△ 8	37,332
二 月	2,049	1,842	207	37,539
三 月	2,461	2,110	351	37,890
平 均	1,958	2,244	△ 286	40,530

(三) 標準報酬等級別被保険者数 (保険料率百分ノ四)

既往五年間に於ける標準報酬等級別被保険者数は次の如くである。即ち平均標準報酬日額は昭和七年度最も高く累年低下を示してゐる。尙昭和十二年度末現在に於ける標準報酬等級別被保険者数は第3級最も多く総数の1割7分、第4級之に次ぐ。又各月末現在数は次の如くである。

年度別	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級
昭和八年度	3,249	4,342	4,790	3,469	1,847	1,146	1,770	1,050	649
同九年度	3,524	5,329	5,619	4,766	3,058	2,051	2,593	1,244	760
同十年度	3,995	5,234	6,486	6,024	4,031	3,189	4,001	1,962	1,130
同十一年度	4,151	5,847	7,670	7,196	4,709	3,232	4,369	2,110	1,221
同十二年度	2,473	4,372	6,496	6,243	4,587	3,537	5,160	2,512	1,417
四五六月	4,782	6,149	7,880	7,205	4,778	3,255	4,365	2,143	1,242
七八九月	4,976	6,364	7,911	7,201	4,764	3,245	4,381	2,140	1,231
十月	5,090	6,464	8,050	7,284	4,819	3,293	4,411	2,203	1,234
十一月	2,434	4,493	6,909	7,906	6,179	4,491	6,184	2,632	1,419
十二月	2,419	4,392	6,726	7,662	5,985	4,375	6,087	2,597	1,413
昭和十三年一月	2,399	4,246	6,513	7,356	5,690	4,242	5,916	2,578	1,410
二月	2,337	4,199	6,396	7,130	5,518	4,110	5,838	2,573	1,393
三月	2,188	3,876	5,952	6,607	5,141	3,912	5,632	2,542	1,401
四月	2,172	3,852	5,812	6,312	4,874	3,787	5,476	2,546	1,408
昭和十三年一月	2,231	3,984	6,014	6,266	4,748	3,715	5,376	2,502	1,398
二月	2,309	4,194	6,186	6,257	4,681	3,656	5,230	2,519	1,410
三月	2,473	4,372	6,496	6,243	4,587	3,537	5,160	2,512	1,417
年度別	第十級	第九級	第八級	第七級	第六級	第五級	第四級	計	平均標準報酬日額
昭和八年度	295	122	48	19	18	—	1	22,815	641
同九年度	349	139	51	30	14	4	1	29,532	653
同十年度	525	156	82	34	15	5	2	36,871	694
同十一年度	523	168	71	32	20	5	3	41,327	687
同十二年度	687	215	90	59	26	10	6	37,890	753
四五六月	519	167	71	31	20	5	3	42,615	679
七八九月	524	168	71	32	19	5	3	43,038	676
十月	526	168	73	32	19	5	3	43,673	675
十一月	694	219	93	55	29	11	6	43,754	750
十二月	702	220	91	56	29	10	6	42,770	753
昭和十三年一月	695	218	92	58	28	10	6	41,457	755
二月	691	216	92	59	29	10	6	40,597	757
三月	694	217	93	58	28	10	6	38,357	766
四月	690	217	93	58	26	11	6	37,340	768
昭和十三年一月	690	216	93	56	27	10	6	37,332	763
二月	690	215	92	58	26	10	6	37,539	759
三月	687	215	90	59	26	10	6	37,890	753

第四 保 險 料

既往五年間に於ける保険料の調定済額、収入済額は次の如くである。即ち昭和八年度の収入成績は最も良い。

年度別	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額ニ對スル収入歩合	被保険者一人當保險料
昭和八年度	203,023.33	202,453.86	5.27	564.20	0.998	9.649
同九年度	253,913.90	252,727.54	77.92	1,108.44	0.995	9.733
同十年度	381,893.36	380,011.76	—	1,881.60	0.995	10.096
同十一年度	400,824.44	398,559.18	209.24	2,056.02	0.994	10.069
同十二年度	418,018.09	415,789.23	27.91	2,200.95	0.995	10.263

(一) 保險料納入状況

昭和十二年度に於ける保険料(組替、随時調定を除く)の納入成績を月別に見れば次の如くである。即ち3月分の成績は最も良く2月分之に次ぐ。

月別	調定済額	納期限迄収入済額	収入歩合	納期限後収入済額	収入未済額	全収入合
四月	34,170.34	26,257.39	0.768	6,595.00	1,317.95	0.961
五月	35,213.99	27,820.62	0.790	5,817.62	1,575.75	0.955
六月	34,252.09	26,474.43	0.772	6,154.37	1,623.29	0.952
七月	40,167.20	26,903.56	0.669	9,591.52	3,672.12	0.908
八月	39,212.02	30,184.05	0.769	6,531.47	2,496.50	0.936
九月	35,756.02	24,675.07	0.690	9,367.66	1,713.29	0.952
十月	35,756.86	25,462.78	0.712	8,999.97	1,294.11	0.963
十一月	33,193.47	31,595.84	0.951	541.98	1,055.65	0.968
十二月	32,766.17	26,666.58	0.814	5,254.95	844.64	0.974
昭和十三年一月	32,344.64	25,151.41	0.778	6,246.34	946.89	0.971
二月	29,238.03	23,006.39	0.787	5,610.42	621.22	0.979
三月	32,234.53	31,493.31	0.977	424.89	316.33	0.990
平均	34,525.45	27,140.95	0.790	5,928.01	1,456.47	0.959

(二) 督促及滞納處分状況

既往五年間に於ける保険料の督促及滞納處分を爲したるものは次の如くである。即ち昭和十二年度は最も多い。

年度別	督促状發付数	差押件数	公賣執行件数	市町村ニ滞納通知ヲ請求シタルモノ	市町村ニ滞納通知ヲ受ケタルモノ	滞納處分引離額		滞納處分引受額	
						件数	金額	件数	金額
昭和八年度	949	3	—	—	—	—	—	—	—
同九年度	862	3	—	—	—	—	—	12	23.74
同十年度	1,235	3	1	—	—	1	4.69	—	—
同十一年度	1,745	5	—	—	—	6	17.90	—	—
同十二年度	2,790	11	2	—	—	15	58.11	—	—

第五 保 險 給 付

既往五年間に於ける保険給付の件数、日数及費用額は次の如くである。即ち昭和十二年度は最も多い。尙昭和十年度に於て激増を示したるは法の改正に依り適用範囲の擴張せられた結果である。

年度別	件 数			日 数			費用額	被保険者一人當		
	男	女	計	男	女	計		件数	日数	費用額
昭和八年度	16,849	39,384	56,233	277,863	503,610	781,473	250,740.57	2.47	34.34	10.990
同 九年度	23,114	45,431	68,545	333,302	679,479	1,012,781	305,507.53	2.32	34.29	10.345
同 十年度	43,422	59,316	102,738	612,263	811,384	1,423,647	468,147.33	2.63	37.78	12.415
同 十一年度	45,006	60,123	105,129	676,643	915,588	1,592,231	523,029.07	2.56	40.00	13.133
同 十二年度	45,716	63,179	108,895	648,079	947,807	1,595,886	513,859.96	2.68	39.37	12.678

(一) 傷病に関する給付

既往五年間に於ける傷病に関する給付の件数、日数及費用額は次の如くである。尙昭和十二年度に於ける費用額は保険給付総額に對し8割4分を占めてゐる。

年度別	療養ノ給付			療養費			傷病手當金			費用額及金額計	被保険者一人當金額
	件数	日 数	費用額	件数	日数	金額	件数	日数	金額		
昭和八年度	49,812	652,870	178,417.44	6	176	201.49	2,849	94,575	38,760.03	217,378.96	9.527
同 九年度	61,563	862,887	221,139.68	2	79	55.30	3,356	116,900	47,981.57	269,176.55	9.114
同 十年度	91,935	1,192,935	332,093.54	45	1,101	908.18	5,274	180,828	79,613.61	412,615.33	11.190
同 十一年度	95,134	1,360,994	389,813.38	162	2,755	1,709.82	4,887	180,716	78,990.45	470,513.65	11.814
同 十二年度	95,481	1,302,294	334,395.93	364	4,237	2,462.82	5,591	204,903	96,287.06	433,145.81	10.687

(二) 死亡に関する給付

既往五年間に於ける死亡に関する給付の件数及費用額は次の如くである。即ち昭和十二年度は最も多く、保険給付総額に對し3分4厘を占めてゐる。

年度別	埋 葬 料		埋 葬 費		計		一件當金額	被保険者一人當金額
	件数	金額	件数	費用額	件数	金額		
昭和八年度	104	3,381.00	101	2,259.17	205	5,640.17	27.513	0.247
同 九年度	162	5,247.00	119	2,730.26	281	7,977.26	28.388	0.270
同 十年度	239	7,620.00	144	3,391.08	383	11,011.08	28.749	0.298
同 十一年度	320	10,167.00	63	1,513.04	383	11,680.04	30.496	0.282
同 十二年度	526	16,791.00	39	808.39	565	17,599.39	31.149	0.434

(三) 分娩に関する給付

既往五年間に於ける分娩に関する給付の件数、日数及費用額は次の如くである。即ち昭和十二年度は最も多く保険給付総額に對し1割1分を占めてゐる。

年度別	分 娩 費		助産ノ手當		出 産 手 當 金		金額及費用額計	女子被保険者一人當金額	
	件数	金額	件数	報酬額	件数	日数			金額
昭和八年度	1,119	11,200.00	1,103	5,365.68	1,139	33,852	11,155.76	27,721.44	1.809
同 九年度	1,151	11,520.00	1,114	5,363.80	1,078	32,915	11,469.92	28,353.72	1.432
同 十年度	1,778	17,820.00	1,763	8,492.60	1,560	48,783	18,208.32	44,520.92	1.968
同 十一年度	1,562	15,650.00	1,510	7,303.40	1,491	47,766	17,881.98	40,835.38	1.599
同 十二年度	2,359	23,630.00	2,348	11,345.70	2,187	74,452	28,139.06	63,114.76	2.862

(四) 保険給付件数、日数及費用額

昭和十二年度に於ける保険給付を類別すれば次の如くである。即ち一般診療は最も多く保険給付の総額に對し4割9分、傷病手當金は1割7分を占めてゐる。

種 別	件 数	日 数	費用額及金額	被保険者一人當		
				件数	日数	金額
總 計	108,895	1,595,886	513,859.96	2.68	39.37	12.678
1. 傷病ニ關スル給付	101,436	1,521,434	433,145.81	2.50	37.53	10.687
(1) 療養ノ給付	95,481	1,302,294	334,395.93	2.35	32.13	8.250
一般診療	計 86,157	1,221,462	255,527.81	2.12	30.13	6.304
業務外	計 3,642	35,914	—	0.08	0.88	—
業務外	計 82,515	1,185,548	—	2.03	29.25	—
大診療	計 1,672	30,288	47,818.94	0.04	0.74	1.179
業務外	計 26	420	1,090.15	—	0.01	0.026
業務外	計 1,646	29,868	46,728.79	0.04	0.73	1.152
齒科診療	計 7,587	49,714	29,489.00	0.18	1.22	0.727
業務外	計 24	185	—	—	—	—
業務外	計 7,563	49,529	—	0.18	1.22	—
看 護	計 65	830	1,560.18	—	0.02	0.038
業務外	計 8	99	181.25	—	—	0.004
業務外	計 57	731	1,378.93	—	0.02	0.034
(2) 療養費	計 364	4,237	2,462.82	—	0.10	0.060
業務外	計 210	2,464	1,431.85	—	0.06	0.035
業務外	計 154	1,773	1,030.97	—	0.04	0.025
(3) 傷病手當金	計 5,591	214,903	96,287.06	0.13	5.30	2.375
業務外	計 588	12,064	6,928.01	0.01	0.29	0.170
業務外	計 5,003	202,839	89,359.05	0.12	5.01	2.205

(續)

種 別	件 數	日 數	費用額及金額	被保險者一人當		
				件數	日數	金額
2. 死亡ニ關スル給付	565	—	17,599.39	0.01	—	0.434
埋葬料 { 計業務上外	526	—	16,791.00	0.01	—	0.414
	4	—	156.00	—	—	0.003
	522	—	16,635.00	0.01	—	0.413
埋葬費 { 計業務上外	39	—	808.39	—	—	0.019
	1	—	20.50	—	—	0
	38	—	787.89	—	—	0.019
3. 分娩ニ關スル給付	6,894	74,452	63,114.76	0.30	3.30	2.802
分娩ノ手當	2,359	—	23,630.00	0.10	—	1.049
	2,348	—	11,345.70	0.10	—	0.503
	2,187	74,452	28,139.06	0.10	3.30	1.249

註 分娩ニ關スル給付ニ付テハ女子被保險者一人當リナリ

(五) 傷病に關する給付の月別

昭和十二年度中に於ける傷病に關する給付の各月の件數、日數及費用額は次の如くである。即ち費用額に於ては5月分最も多く、6月分次に次ぐ。

種 別	一般診療	醫科大學診療	齒科診療	看護	療養費	傷病手當金	計	被保險者一人當
總數 { 件數 日數 費用額又金額	125,150 1,221,462 255,527.81	2,391 30,288 47,818.94	7,712 49,714 29,489.00	65 830 1,560.00	364 4,237 2,462.82	6,790 214,903 96,287.06	142,472 1,521,434 433,145.63	3.515 37.53 10.687
四月 { 件數 日數 費用額又金額	10,784 105,375 22,087.05	223 2,930 4,951.35	660 4,237 2,490.93	— — —	— — —	— — —	11,667 112,542 29,529.33	0.287 2.776 0.728
五月 { 件數 日數 費用額又金額	11,967 117,366 22,523.97	227 3,274 4,938.20	818 4,890 2,564.10	10 79 144.00	79 1,159 572.54	852 25,720 11,101.63	13,953 152,488 41,844.44	0.344 3.762 1.032
六月 { 件數 日數 費用額又金額	13,219 133,226 22,767.27	259 3,208 5,058.18	891 5,203 2,582.95	7 84 153.81	30 301 153.43	549 14,279 9,765.10	14,955 156,301 40,480.74	0.368 3.856 0.998
七月 { 件數 日數 費用額又金額	13,741 139,282 23,248.88	243 3,018 4,533.85	793 5,751 2,620.41	7 89 164.75	20 226 110.28	325 9,951 4,231.62	15,129 158,317 34,909.79	0.373 0.390 0.861
八月 { 件數 日數 費用額又金額	13,018 129,398 23,434.52	102 2,523 3,608.80	715 4,371 2,631.49	1 7 12.75	14 253 134.01	485 14,915 6,664.25	14,444 151,467 36,485.82	0.333 3.737 0.900
九月 { 件數 日數 費用額又金額	10,869 104,588 22,470.57	220 2,399 3,966.59	693 4,268 2,550.29	5 114 243.00	25 224 123.32	672 21,849 8,561.66	12,484 133,442 37,915.43	0.308 3.292 0.935

(16)

(續)

種 別	一般診療	醫科大學診療	齒科診療	看護	療養費	傷病手當金	計	被保險者一人當
十月 { 件數 日數 費用額又金額	10,530 98,135 21,364.77	200 2,656 4,076.57	583 3,805 2,457.99	5 73 134.20	38 533 347.84	349 10,445 4,303.72	11,705 115,649 32,685.09	0.288 2.853 0.806
十一月 { 件數 日數 費用額又金額	9,310 90,249 20,819.43	172 2,447 3,688.54	521 3,258 2,414.17	6 37 72.70	23 269 147.12	753 21,173 9,197.25	10,785 117,433 36,339.21	0.266 2.897 0.896
十二月 { 件數 日數 費用額又金額	8,045 73,060 19,628.83	184 2,227 3,139.76	534 3,366 2,324.73	7 101 184.37	29 376 365.14	704 25,381 10,639.76	9,503 104,511 36,282.59	0.234 2.578 0.895
昭和十二年一月 { 件數 日數 費用額又金額	7,140 68,701 19,143.26	152 1,757 2,718.47	444 3,127 2,277.49	2 24 43.85	19 169 86.44	583 19,214 8,382.00	8,340 92,992 32,651.51	0.205 2.294 0.805
二月 { 件數 日數 費用額又金額	7,374 73,918 19,101.18	130 1,658 3,012.48	447 3,613 2,273.77	4 62 113.45	13 117 125.79	393 12,896 5,880.38	8,360 92,264 30,507.05	0.206 2.276 0.752
三月 { 件數 日數 費用額又金額	9,153 88,164 18,938.08	171 2,189 4,026.15	613 3,825 2,300.68	6 63 114.75	18 136 69.02	505 17,368 7,944.17	10,466 111,745 33,392.85	0.258 2.757 0.823
四月 { 件數 日數 費用額又金額	— — —	— — —	— — —	5 97 178.55	56 474 227.89	620 21,712 9,616.52	681 22,283 10,022.96	0.016 0.549 0.247

(六) 死亡に關する給付の月別

昭和十二年度に於ける死亡に關する給付の各月の件數及費用額は次の如くである。即ち11月分最も多く5月分次に次ぐ。

種 別	埋葬料	埋葬費	計	被保險者一人當
總數 { 件數 金額又費用額	526 16,791.00	39 808.39	565 17,599.39	0.013 0.434
四月 { 件數 金額又費用額	— —	— —	— —	— —
五月 { 件數 金額又費用額	69 2,187.00	1 28.50	70 2,215.50	— 0.054
六月 { 件數 金額又費用額	52 1,686.00	7 158.98	59 1,844.98	— 0.045
七月 { 件數 金額又費用額	25 795.00	4 71.98	29 866.98	— 0.021

(17)

(續)

種 別	埋葬料	埋葬費	計	被保険者 一人當リ
八月 {件 數 金額又費用額	30 960.00	2 38.80	32 938.80	— 0.023
九月 {件 數 金額又費用額	44 1,374.00	8 166.02	52 1,540.02	— 0.037
十月 {件 數 金額又費用額	39 1,278.00	1 24.00	40 1,302.00	— 0.032
十一月 {件 數 金額又費用額	68 2,112.00	3 73.25	71 2,185.25	— 0.053
十二月 {件 數 金額又費用額	43 1,344.00	6 118.36	49 1,462.36	— 0.039
昭和十二年一月 {件 數 金額又費用額	37 1,182.00	2 35.00	39 1,217.00	— 0.030
二月 {件 數 金額又費用額	27 927.00	1 19.50	28 946.50	— 0.023
三月 {件 數 金額又費用額	49 1,557.00	3 51.00	52 1,608.00	— 0.039
四月 {件 數 金額又費用額	43 1,449.00	1 23.00	44 1,472.00	— 0.036

(七) 分娩に関する給付の月別

昭和十二年度に於ける分娩に関する給付の各月の件数、日数及費用額は次の如くである。即ち5月分最も多くなる月分次に次ぐ。

種 別	分娩費	助産手當	出産手當金	計	被保険者 一人當リ
總 數 {件 數 日 數 金額又報酬額	2,359 — 23,630.00	2,348 — 11,345.70	2,666 74,452 28,139.06	7,373 74,452 63,114.76	0.181 1.836 1.557
四月 {件 數 日 數 金額又報酬額	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
五月 {件 數 日 數 金額又報酬額	489 — 4,890.00	493 — 2,402.10	453 13,150 4,878.14	1,435 13,150 12,170.24	0.035 0.324 0.300

〔 18 〕

(續)

種 別	分娩費	助産手當	出産手當金	計	被保険者 一人當リ
六月 {件 數 日 數 金額又報酬額	228 — 2,280.00	228 — 1,111.60	279 8,228 2,965.72	735 8,228 6,357.32	0.018 0.208 0.156
七月 {件 數 日 數 金額又報酬額	71 — 710.00	78 — 364.40	119 3,783 1,319.22	268 3,783 2,393.62	0.006 0.093 0.059
八月 {件 數 日 數 金額又報酬額	243 — 2,440.00	216 — 1,058.00	251 6,974 2,521.02	710 6,974 6,019.02	0.017 0.172 0.148
九月 {件 數 日 數 金額又報酬額	137 — 1,380.00	158 — 767.60	165 4,363 1,699.56	460 4,363 3,847.16	0.011 0.107 0.094
十月 {件 數 日 數 金額又報酬額	156 — 1,560.00	137 — 655.80	177 4,746 1,896.86	470 4,746 4,112.66	0.011 0.117 0.101
十一月 {件 數 日 數 金額又報酬額	135 — 1,350.00	68 — 327.80	147 3,849 1,526.72	350 3,849 3,204.52	0.008 0.094 0.079
十二月 {件 數 日 數 金額又報酬額	97 — 970.00	97 — 450.20	106 2,894 1,093.86	300 2,894 2,514.06	0.007 0.071 0.062
昭和十二年一月 {件 數 日 數 金額又報酬額	230 — 2,310.00	298 — 1,423.20	220 6,057 2,356.68	748 6,057 6,089.88	0.018 0.149 0.150
二月 {件 數 日 數 金額又報酬額	184 — 1,840.00	168 — 803.20	185 4,945 1,944.00	537 4,945 4,587.20	0.013 0.121 0.113
三月 {件 數 日 數 金額又報酬額	261 — 2,620.00	278 — 1,361.20	332 9,143 3,535.90	871 9,143 7,517.10	0.021 0.225 0.185
四月 {件 數 日 數 金額又報酬額	128 — 1,280.00	129 — 620.60	232 6,320 2,401.38	489 6,320 4,301.98	0.012 0.155 0.106

(八) 療養の給付及傷病手當金の期間別件数

昭和十二年度に於ける療養の給付及傷病手當金を期間別にすれば次の如くである。即ち療養の給付は4日以上7日以下最も多く、3日以下之に次ぐ。又傷病手當金は8日以上15日以下最も多く16日以上30日以下之に次ぐ。

〔 19 〕

期間別	療養ノ給付				傷病手当金				總數
	業務上	業務外	計	百分率	業務上	業務外	計	百分率	
總數	3,513	39,166	42,679	44.52	550	2,352	2,902	51.90	45,581
男女計	397	52,769	53,156	55.48	38	2,651	2,689	48.09	55,845
	3,910	91,935	95,845	100.00	588	5,003	5,591	100.00	101,436
三日以下	868	8,702	9,570	9.98	89	159	248	4.43	9,768
男女計	107	12,388	12,495	13.03	6	84	90	1.60	12,585
	975	21,090	22,065	23.02	95	243	338	6.04	22,403
四日以上	1,167	10,680	11,847	12.36	103	330	433	7.74	12,541
男女計	129	13,471	13,600	14.18	7	254	261	4.66	14,294
	1,296	24,151	25,847	26.96	110	584	694	12.41	26,541
八日以上	856	8,257	9,113	9.50	148	593	741	13.25	9,854
男女計	92	10,753	10,845	11.31	11	476	487	8.71	11,333
	948	19,010	19,958	20.82	159	1,069	1,228	21.96	21,186
十六日以上	438	6,311	6,749	7.04	117	534	701	12.53	6,950
男女計	46	10,564	10,610	11.06	8	537	545	9.74	11,155
	484	16,875	17,359	18.11	125	1,071	1,196	21.39	18,555
卅一日以上	132	3,720	3,852	4.01	59	424	483	8.63	4,335
男女計	19	3,624	3,643	3.80	3	632	635	11.35	4,278
	151	7,344	7,495	7.81	62	1,056	1,118	19.99	8,613
空一日以上	38	732	770	0.80	17	182	199	3.55	969
男女計	4	1,132	1,136	1.18	2	405	407	7.27	1,543
	42	1,864	1,906	1.98	19	587	606	10.83	2,511
空一日以上	11	338	349	0.35	10	69	79	1.41	428
男女計	—	525	525	0.54	1	171	172	3.07	797
	11	863	874	0.91	11	240	251	4.48	1,125
百廿日以上	3	188	191	0.19	5	32	37	0.66	228
男女計	—	275	275	0.28	—	43	43	0.76	318
	3	463	466	0.48	5	75	75	1.34	541
百廿日以上	—	138	138	0.14	2	29	31	0.55	168
男女計	—	137	137	0.14	—	49	49	0.87	186
	—	275	275	0.28	2	78	80	1.43	355

(九) 療養の給付並傷病手当金の傷病類別

昭和十二年度に於ける療養給付並傷病手当金を傷病に類別すれば次の如くである。即ち業務上の事由に因るものは眼及其の附屬器の疾患最も多く業務上の事由に因るものの2割5分、打撲傷、火傷之に次ぐ、又業務外の事由に因るものは感冒最も多く、業務外の事由に因るものの1割2分、胃カタル、急性気管支炎之に次ぐ。

傷病名	業務上		業務外		計	
	療養給付	傷病手	療養給付	傷病手	療養給付	傷病手
	件数	日数	件数	日数	件数	日数
總數	3,910	39,082	12,064	91,935	1,267,449	202,839
(1) 流行病、地方病及傳染病	—	—	—	7,434	228,989	75,060
腸チフス	—	—	—	58	1,624	996
腸マラリア	—	—	—	54	358	28
腸チフス	—	—	—	37	379	102
流行性感冒	—	—	—	3,163	37,918	2,777
赤痢	—	—	—	21	474	248
流行性脳脊髄炎	—	—	—	1	132	23
炭疽	—	—	—	1,738	109,140	43,334
肺結核	—	—	—	615	32,684	17,328
腸及腸膜ノ結核	—	—	—	338	10,311	561
梅毒	—	—	—	170	2,248	170
軟性下疳	—	—	—	441	8,645	599
淋病	—	—	—	798	25,076	798
其他	—	—	—	—	—	—
(2) 全身病	—	—	—	14,594	154,081	20,251
悪性腫瘍	—	—	—	107	1,630	699
良性腫瘍(女子生殖器ノ腫瘍除外)	—	—	—	271	9,558	—
急性關節レウマチス	—	—	—	212	4,695	2,150
慢性レウマチス及痛風	—	—	—	146	4,298	141
脚氣	—	—	—	1,738	30,030	11,312
糖尿病	—	—	—	11	344	81
血病及萎黄病	—	—	—	186	1,110	186
アルコール中毒	—	—	—	1	58	49
感冒	—	—	—	11,790	102,046	3,268
其他	—	—	—	132	1,312	1,112
(3) 神経系及感器官ノ疾患	1,016	5,115	275	13,115	216,510	14,760
脳腫瘍	—	—	—	9	276	257
膜出卒經軟	—	—	—	4	288	102
神經痛	—	—	—	15	271	245
炎症	—	—	—	59	656	139
炎血中炎化	—	—	—	—	—	—
神經痛(齒ノ神經痛除外)	—	—	—	1,305	19,364	2,598

(調)

傷病名	業務上		業務外		計	
	療養給付		療養給付		療養給付	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数
ヒステリー	—	—	55	678	383	55 678
神経衰弱	—	—	1,317	10,841	1,395	1,317 10,841
眼及其ノ附属器ノ疾患(トラホーム除外)	1,016	5,115	275	6,208	4,263	6,208 65,207
トラホーム	—	—	1,958	74,096	1,566	1,958 74,096
耳及乳突ノ疾患	—	—	1,770	35,315	1,175	1,770 35,315
精神病	—	—	39	2,906	1,214	39 2,906
其他	—	—	376	6,612	1,423	376 6,612
(4) 血行器ノ疾患	—	—	917	27,362	6,203	917 27,362
痔	—	—	282	6,508	2,397	282 6,508
心臓ノ器質的疾患	—	—	228	9,051	1,366	228 9,051
其他	—	—	407	11,803	2,440	407 11,803
(5) 呼吸器ノ疾患	29	379	109	11,893	49,600	11,922 184,569
鼻腔及其ノ附属器ノ疾患	—	—	2,019	17,719	2,158	2,019 17,719
喉頭ノ疾患	—	—	976	9,058	498	976 9,058
急性気管支炎	—	—	6,311	55,353	2,683	6,311 55,353
慢性気管支炎	—	—	1,264	43,604	5,624	1,264 43,604
気管支肺炎	—	—	89	1,812	197	89 1,812
肺	—	—	218	14,026	2,182	218 14,026
肋膜炎	29	379	109	890	28,863	919 32,414
其他	—	—	120	10,583	7,394	120 10,583
(6) 消化器ノ疾患	24	185	—	27,000	21,101	27,024 282,852
口腔及其ノ附属器ノ疾患(歯牙及歯齦除外)	—	—	2,736	12,646	557	2,736 12,646
胃カタル	—	—	6,612	84,802	4,773	6,612 84,802
腸カタル及下痢	—	—	5,424	82,712	4,017	5,424 82,712
十二指腸病	—	—	138	1,668	414	138 1,668
其他ノ腸ノ寄生蟲病	—	—	158	1,918	373	158 1,918
齒槽突起炎及盲腸炎	—	—	236	9,892	4,920	236 9,892
脱腸及腸管閉塞	—	—	54	2,525	69	54 2,525
其他ノ腸ノ疾患	—	—	376	2,556	864	376 2,556
肝臓硬化	—	—	—	—	—	—
齒齦炎	—	—	1,207	3,901	—	1,207 3,901
口内炎	—	—	460	3,639	113	460 3,639
顎骨及其ノ周圍ノ組織ノ疾患	17	141	—	423	128	440 4,817
齒牙硬組織ノ疾患	7	44	—	1,906	—	1,914 10,681
齒齦ノ疾患	—	—	—	1,985	—	1,985 12,715

(22)

(調)

傷病名	業務上		業務外		計	
	療養給付		療養給付		療養給付	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数
齒根膜ノ疾患	—	—	2,446	15,884	65	2,446 15,884
齒齦ノ神経痛	—	—	143	511	—	143 511
其他	—	—	2,696	32,085	4,808	2,696 32,085
(7) 泌尿生殖器ノ疾患	—	—	2,453	40,725	7,467	2,453 40,725
急性腎臓炎	—	—	618	12,328	1,905	618 12,328
慢性腎臓炎	—	—	78	4,148	1,431	78 4,148
女子生殖器ノ良性病	—	—	600	7,484	1,643	600 7,484
其他	—	—	1,157	16,765	2,488	1,157 16,765
(8) 妊娠及産二因ル疾患	—	—	752	7,224	1,181	752 7,224
産褥熱	—	—	117	624	89	117 624
其他	—	—	635	6,600	1,092	635 6,600
(9) 皮膚及皮下組織ノ疾患	94	626	41	7,958	2,972	8,052 67,86
瘡毒	—	—	256	3,039	330	256 73,039
疥癬及急性膿瘍	—	—	1,824	9,714	304	1,824 9,714
蜂刺傷及疥癬	81	542	41	2,312	1,148	2,393 21,698
白癬	—	—	319	1,705	—	319 1,705
其他	13	84	—	1,555	293	1,555 15,263
(10) 骨及運動器ノ疾患	17	141	17	1,634	1,762	1,651 22,748
關節ノ疾患	—	—	801	12,677	1,176	801 12,677
其他	17	141	17	833	586	850 10,071
(11) 老衰	—	—	—	—	—	—
(12) 外国死傷	2,710	22,402	1,622	4,171	2,482	6,881 58,055
自中絶溺凍	—	—	2	2	—	2 2
殺毒息死	—	—	134	1,077	—	134 1,077
其他ニ因ル死傷	—	—	—	—	—	—
其打撲火凍	483	3,354	2,246	764	377	1,247 8,050
	269	2,043	182	321	247	590 4,849
	401	3,372	879	308	246	709 7,090
	15	71	—	697	—	712 5,131

(23)

(續)

傷病名	業務上		業務外		計		療養給付 件数	日数	傷病手 當金支 給日数
	療養給付 件数	日数	療養給付 件数	日数	療養給付 件数	日数			
切傷、裂傷及刺傷	476	3,194	1,568	772	5,948	383	1,248	9,142	1,951
切傷、裂傷及刺傷 断	116	1,078	292	3	76	—	119	1,154	292
脱臼	23	316	248	14	81	161	37	397	409
挫傷	590	5,743	2,722	907	8,675	513	1,497	14,418	3,235
骨折	187	1,962	2,391	39	1,025	254	226	2,987	2,645
其ノ他ノ負傷	150	1,269	1,094	210	2,488	301	360	3,757	3,582
(13) 不明ノ疾患	20	234	—	14	200	—	34	434	—
不明ノ疾患	20	234	—	14	200	—	34	434	—

(十) 療養の給付の傷病轉歸別件数

既往五年間の療養の給付の傷病轉歸別件数は次の如くである。尙昭和十二年度中の件数を傷病に類別して見れば消化器の疾患は最も多く總数の2割8分、全身病之に次ぐ。

種別	業務上、 外ノ別	治療シタ ルモノ	死亡シタ ルモノ	制限期間ヲ超エ タルニ因リ給付 ヲ止メタルモノ	未ダ治療セ ザルモノ	計
昭和八年度	業務上	2,057	2	—	55	2,114
	業務外計	45,816	108	147	1,633	47,704
同九年度	業務上	2,650	—	4	52	2,706
	業務外計	56,171	241	268	2,179	58,859
同十年度	業務上	3,813	5	4	93	3,615
	業務外計	84,258	346	284	2,698	87,589
同十一年度	業務上	3,654	6	1	65	3,726
	業務外計	88,104	390	534	2,542	91,570
同十二年度	業務上	3,818	16	7	69	3,910
	業務外計	88,634	330	489	2,482	91,935
流行病、地方 病及傳染病	業務上	—	—	—	—	—
	業務外計	6,646	209	180	397	7,434

〔24〕

(續)

種別	業務上、 外ノ別	治療シタ ルモノ	死亡シタ ルモノ	制限期間ヲ超エ タルニ因リ給付 ヲ止メタルモノ	未ダ治療セ ザルモノ	計
全身病	業務上	—	—	—	—	—
	業務外計	14,307	11	27	249	14,594
神経系及感覚 器ノ疾患	業務上	1,009	—	—	7	1,016
	業務外計	12,433	15	88	579	13,115
血行器ノ疾患	業務上	—	—	—	—	—
	業務外計	778	13	48	78	917
呼吸器ノ疾患	業務上	29	—	—	—	29
	業務外計	11,345	52	63	433	11,893
消化器ノ疾患	業務上	24	—	—	—	24
	業務外計	26,602	18	28	352	27,000
泌尿生殖器ノ 疾患	業務上	—	—	—	—	—
	業務外計	2,305	3	28	117	2,453
妊娠及産ニ因 ル疾患	業務上	—	—	—	—	—
	業務外計	746	1	2	3	752
皮膚及皮下組 織ノ疾患	業務上	93	—	—	1	94
	業務外計	7,779	1	5	173	7,958
骨及運動器ノ 疾患	業務上	16	—	—	1	17
	業務外計	1,559	3	13	59	1,634
外因死傷	業務上	2,627	16	7	60	2,710
	業務外計	4,121	3	5	42	4,171
不明ノ疾患	業務上	20	—	—	—	20
	業務外計	13	1	—	—	14

(十一) 死亡の原因調

昭和十二年度に於ける死亡者346名の内、業務上の事由に因るもの16名、業務

〔25〕

外の事由に因るもの330名である。之を傷病に類別すれば次の如くで、肺結核は最も多く総数の3割7分、腸及腸膜の結核之に次ぐ。

傷病名	療養ノ給付		傷病手當金支給日數	傷病名	療養ノ給付		傷病手當金支給日數
	件數	日數			件數	日數	
總數	346	19,488	25,857	(3) 神經系及 感器ノ 疾患	15	612	1,123
(1) 流行病、 地方病及 傳染病	209	12,529	15,608	10 腦膜炎	5	184	48
1 腸チフス	8	171	140	11 腦出血	1	6	19
2 流行性感 冒	1	22	—	12 腦卒中	2	14	—
3 丹毒	2	59	43	13 神經痛	2	106	—
4 肺結核	130	7,113	9,529	14 精神病	4	299	1,011
5 腸及腸膜 ノ結核	57	4,421	3,938	15 其ノ他	—	—	45
6 其ノ他	11	743	1,958	(4) 血行器ノ 疾患	13	539	764
(2) 全身病	11	514	554	16 心臓ノ器 質的疾患	9	382	132
7 急性腫瘍	1	56	—	17 其ノ他	4	157	632
8 脚氣	5	283	442	(5) 呼吸器ノ 疾患	52	3,566	6,701
9 其ノ他	5	175	112	18 喉頭ノ疾 患	1	58	—

(續)

傷病名	療養ノ給付		傷病手當金支給日數	傷病名	療養ノ給付		傷病手當金支給日數
	件數	日數			件數	日數	
19 急性氣管 支炎	3	148	—	30 其ノ他	7	597	—
20 慢性氣管 支炎	6	306	1,026	(7) 泌尿生殖 器ノ疾患	3	212	366
21 氣管支肺 炎	2	91	397	31 急性腎臟 炎	2	138	288
22 肺 炎	11	755	527	32 慢性腎臟 炎	1	116	73
23 肋膜炎	25	2,057	3,070	33 女子生殖 器ノ良性 腫瘍其他	—	—	—
24 其ノ他	4	211	2,078	34 其ノ他	—	—	44
(6) 消化器ノ 疾患	18	1,176	431	(8) 妊娠及產 二因ル疾 患	1	47	33
25 腸カタル 及下痢	5	306	103	35 妊娠及產 二因ル疾 患	1	47	33
26 蟲様突起 炎及盲腸	5	262	309	(9) 皮膚及皮 下組織ノ 疾患	1	44	—
27 脱腸及腸 管閉塞	1	11	—	36 瘰 疽	1	44	—
28 其ノ他ノ 腸疾患	—	—	19	(10) 骨及運動 器ノ疾患	3	58	—
29 肝臟硬化	—	—	—	37 關節ノ疾 患	3	58	—

(續)

傷病名	療養ノ給付		傷病手 當金支 給日數	傷病名	療養ノ給付		傷病手 當金支 給日數
	件數	日數			件數	日數	
(11)外國死傷	3	3	—	40其ノ他ノ 負傷	—	—	—
38自殺	2	2	—	(12)不明ノ疾 患	1	71	—
39骨折	1	1	—	41不明ノ疾 患	1	71	—

第六 保險醫診療報酬分配状況

既往五年間に於ける日本醫師會より本縣の保險醫(齒科醫師を除く)に爲せる診療報酬の分配状況を窺ふに次の如くである。尙昭和十二年度に於ける月別の診療報酬の分配状況は8月分は最も多く7月分次に次ぐ。

種別	診療擔當醫	決定点数	診療報酬額	一点單價	診療保險醫 一人當	被保險者 一人當リ
昭和八年度	3,673	778,398	133,899.85	17.20	36.455	5.868
同九年度	3,851	1,016,673	165,164.30	16.24	42.888	5.592
同十年度	4,336	1,382,966	237,396.44	17.16	54.750	6.295
同十一年度	4,431	1,472,565	235,448.94	15.98	53.136	5.911
同十二年度	4,245	1,382,682	256,527.81	18.48	60.195	6.304
四五月	363	116,538	22,087.05	16.47	60.845	0.518
五六月	372	133,990	22,523.97	14.61	60.548	0.523
六七月	372	148,483	22,767.27	13.13	61.201	0.521
七八月	378	157,544	23,248.88	12.75	61.504	0.532
八九月	373	142,044	23,434.52	14.92	62.827	0.535
九十月	368	119,008	22,470.57	17.02	61.061	0.542
十一月	355	111,674	21,364.77	17.02	60.182	0.526
十二月	341	102,858	20,819.43	17.88	61.054	0.542
昭和十三年一月	332	89,039	19,628.83	19.91	59.122	0.525
二三月	331	78,231	19,143.26	22.42	57.831	0.512
四五月	330	78,379	19,101.18	21.48	57.882	0.508
六七月	330	104,892	18,938.08	16.32	57.388	0.494
平均	353	115,223	21,293.98	16.84	60.322	0.523

(28)

第七 保險齒科醫診療報酬分配状況

日本齒科醫師會に於て本縣の保險齒科醫に對して爲せる昭和十年度及び昭和十一年度の診療報酬分配状況を窺ふに次の如くである。尙昭和十二年度に於ける月別の診療報酬の分配状況は8月分最も多く、7月分次に次ぐ。

種別	診療擔當 齒科醫	決定点数	診療報酬額	一点單價	診療擔當齒科 醫一人當リ	被保險者 一人當リ
昭和十年度	731	254,838	25,304.86	9.929	34.616	0.671
同十一年度	738	258,708	25,644.11	9.912	34.748	0.643
同十二年度	855	275,867	29,489.00	10.689	34.490	0.727
四五月	73	23,987	2,490.93	10.386	34.122	0.058
五六月	75	27,723	2,564.10	9.250	34.188	0.059
六七月	73	33,497	2,582.95	7.712	35.382	0.059
七八月	80	29,208	2,620.41	8.973	32.754	0.059
八九月	76	23,290	2,631.49	11.300	34.623	0.061
九十月	78	22,471	2,550.29	11.351	32.696	0.061
十一月	68	20,787	2,457.99	11.826	36.146	0.060
十二月	62	18,326	2,414.17	13.175	38.938	0.062
昭和十二年一月	64	21,518	2,324.73	10.850	36.323	0.062
二三月	68	17,168	2,277.49	13.268	33.486	0.061
四五月	67	15,434	2,273.77	14.734	33.936	0.060
六七月	71	22,458	2,360.68	10.246	32.403	0.060
平均	71	22,988	2,457.41	11.089	34.611	0.060

第八 給付機關 (年度末現在)

既往五年間に於ける診療並調劑、助産の手當を擔當する給付機關は次の如くにして、昭和十二年度に於ける給付機關の分布状態を地域的に見れば、金澤市最も多く能美郡次に次ぐ。而して工場所在地に於ける保險醫の存在せぬ村は2、3に止まり醫療給付に支障を認めない。

種別	保險醫		保險藥劑師	保險産婆	工場、事業場 事業數	被保險者數
	醫師	齒科醫師				
昭和八年度	467	80	81	315	987	22,815
同九年度	510	78	82	363	1,175	29,532
同十年度	505	88	82	383	1,832	36,871
同十一年度	436	100	82	401	1,991	41,327
同十二年度	437	105	82	421	1,927	37,890
金澤市	139	51	47	105	482	10,819
江沼郡	32	7	4	32	211	5,389
能美郡	62	13	10	64	571	8,111
石川郡	43	5	6	53	197	3,159
河内郡	24	2	4	35	148	3,093
羽鹿郡	31	5	2	35	73	1,794
鳳凰郡	51	14	4	57	161	4,453
珠洲郡	39	5	4	18	72	474
珠洲郡	16	3	1	22	15	598

(29)

第九 保健施設

(一) 一般施設

既往五年間に於て被保険者の体位向上の爲めの施設として実施した事項を擧ぐれば次の如くである。

年度別	保健宣傳ニ關スル事項	傷病豫防ニ關スル事項	健康診断ニ關スル事項	体育奨励等ノ事項
昭和八年度	保健宣傳ポスター、パンフレット配付 保健衛生講演會並映畫會 五年健康者表彰	寄生蟲驅除 榮養講習會		体育大會 排球大會
同九年度	保健宣傳ポスター、パンフレット配付 保健衛生講演會並映畫會 一年並五年健康者表彰	救護術講習會 衛生展覽會		体育大會 排球大會 武道大會 外科後處置
同十年度	保健宣傳ポスター、パンフレット配付 保健衛生講演會並映畫會 一年並五年健康者表彰	救護術講習會 巡回健康相談		野球大會 排球大會 武道大會 外科後處置
同十一年度	保健宣傳ポスター、パンフレット配付 保健衛生講演會並映畫會 五年並十年健康者表彰	巡回健康相談		野球大會 排球大會 外科後處置 武道大會
同十二年度	保健宣傳ポスター、パンフレット配付 保健衛生講演會並映畫會 五年並十年健康者表彰	出張健康相談 榮養講習會 工場食實地指導		野球大會 排球大會 卓球大會 体育講習會 武道大會 スキー指導者講習會

(二) 健康保険相談所

昭和十年十月一日より設置せられた石川縣健康保険相談所の成績は次の如くである。

種別	健康相談	太陽照射	レントゲン検査		血液検査	其ノ他ノ検査					巡回看護指導	一般相談又指導					
			健康相談ノ爲メ検査シタルモノ	保健給付ノ爲メ検査シタルモノ		毒物検査	尿	尿	喀痰	血圧			其他	計			
昭和十年度	男	1,078	2,358	46	—	—	95	—	6	55	4	47	33	145	—	121	
	女	1,679	881	44	—	—	14	—	19	82	1	3	26	130	—	36	
計	2,757	3,239	90	—	—	109	—	25	137	5	50	59	275	—	157		
同十一年度	男	2,838	7,827	1,146	225	46	10	275	151	18	118	7	94	358	610	—	258
	女	3,517	5,652	1,363	276	55	16	53	683	9	142	4	15	1,351	1,560	—	120
計	6,355	13,479	2,507	501	101	26	328	834	27	260	11	109	1,709	2,170	—	378	
同十二年度	男	2,636	3,575	1,289	165	6	—	229	610	76	4	111	348	549	—	415	
	女	2,793	3,130	1,668	201	19	1	47	132	10	102	—	268	925	1,305	—	310
計	5,429	6,705	2,957	366	25	1	276	138	20	178	4	379	1,273	1,854	—	725	

健康相談に依り発見せし疾病

昭和十二年度中に於て健康相談の結果発見した疾病は次の如くである。即ち罹病者は全相談者に対する7割7分、結核性疾患者は全相談者に対する3割1分である。内結核性疾患者は16歳より20歳迄の者最も多く21歳より25歳迄の者之に次ぐ。

病類別	男	女	計	種別	結核性疾患											計
					十歳以下	自11歳至15歳	自16歳至20歳	自21歳至25歳	自26歳至30歳	自31歳至35歳	自36歳至40歳	自41歳至45歳	自46歳至50歳	自51歳至55歳	自56歳以上	
總數	2,636	2,793	5,429	總數	19	230	179	135	67	33	27	3	1	2	696	
				男	61	403	319	126	49	17	11	2	1	1	990	
				女	80	633	498	261	116	50	38	5	2	3	1,686	
流行病地方病及傳染病	692	741	1,433	肺結核	1	9	13	2	4	—	3	1	—	—	33	
				肺門淋	5	18	9	8	2	1	—	—	—	—	43	
全身病	289	489	778	肺門淋	11	125	89	89	32	16	6	—	1	1	370	
				肺結核	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
神経系及感覺器ノ疾患	191	129	320	肋膜炎	1	11	11	4	6	—	4	—	—	—	37	
				肋膜炎	2	14	24	1	—	2	1	—	—	—	45	
血行器ノ疾患	53	25	78	腹膜炎	1	6	—	1	2	1	—	—	—	—	11	
				腹膜炎	6	26	20	6	1	—	—	—	—	—	59	
呼吸器ノ疾患	232	277	509	肺浸潤	3	28	34	15	15	7	4	2	—	—	108	
				肺浸潤	3	40	30	17	6	4	—	—	—	—	100	
消化器ノ疾患	270	252	522	脊椎カリエス	—	26	5	8	3	2	7	—	—	—	52	
				脊椎カリエス	2	64	41	11	8	1	4	2	1	—	134	
泌尿生殖器ノ疾患	24	58	82	梅毒淋	2	6	1	—	—	—	—	—	—	—	9	
				梅毒淋	4	15	9	5	2	—	—	—	—	—	35	
皮膚及皮下組織ノ疾患	57	65	122	肺結核	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				肺結核	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	2	
骨及運動器ノ疾患	93	194	287	氣管支	—	18	23	11	5	7	3	—	—	—	67	
				氣管支	7	29	37	10	11	—	2	—	—	—	96	
外傷	65	19	84	其ノ他	—	1	3	5	—	—	—	—	—	—	9	
				結核	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	3	
疾病ヲ認メザル者	670	544	1,214													

第十 保險經濟

政府管掌健康保險の保險經濟は全國を一團とするもので、府縣毎に其の收支を經理するものではないが、参考の爲石川縣に於ける昭和十二年度の狀態を見れば次の如くである。即ち收支の狀況は 158,158 圓の赤字である。

保險料收入額		保險給付支出額		収入額ノ支出額ニ對スル増減	
總額	被保險者一人當	總額	被保險者一人當	増減(△)額	被保險者一人當
415,789	10.260	573,947	13.1325	△ 158,158	△ 3.1252

第十一 健康保險より觀たる石川縣の地位 (昭和十一年度末)

種別	全國ノ數	平均數	全國ノ首位	本縣ノ上位	本縣ノ順位	本縣ノ下位	全國ノ末位		
工場、事業場及事業數	123,605	2,629	警視廳 23,814	神奈川縣 2,095	17 (1,991)	和歌山縣 1,594	沖繩縣 188		
被保險者數	2,346,637	49,928	警視廳 352,232	山口縣 42,292	15 (41,327)	三重縣 40,146	沖繩縣 3,138		
平均標準報酬日額	—	976	神奈川縣 1,410	福井縣 691	40 (687)	山梨縣 685	山形縣 605		
被保險者一人當リ	保險給付	件數	—	3,002	長崎縣 7,342	新潟縣 2,641	34 (2,638)	神奈川縣 2,610	岩手縣 1,727
		日費用	—	40,767	長崎縣 66,191	岡山縣 40,169	17 (39,957)	福島縣 39,892	山梨縣 30,289
被保險者一人當リ	療養ノ給付	件數	—	11,962	福岡縣 17,268	熊本縣 11,561	14 (11,469)	島根縣 11,389	埼玉縣 8,996
		日費用	—	2,707	長崎縣 6,349	和歌山縣 2,438	30 (2,387)	新潟縣 2,370	岩手縣 1,531
被保險者一人當リ	療養ノ給付	件數	—	34,750	長崎縣 53,099	福島縣 34,838	17 (34,151)	徳島縣 34,074	滋賀縣 25,425
		日費用	—	7,768	千葉縣 10,724	宮城縣 8,497	10 (8,125)	兵庫縣 8,104	三重縣 6,939

(續)

種別	全國ノ數	平均數	全國ノ首位	本縣ノ上位	本縣ノ順位	本縣ノ下位	全國ノ末位		
療養費	件數	0,009	埼玉縣 0,031	茨城縣 0,006	18 (0,004)	福岡縣 0,003	岩手縣 0,001		
	日費用	0,117	埼玉縣 0,501	青森縣 0,097	15 (0,069)	熊本縣 0,063	鳥取縣 0,002		
被保險者一人當リ	傷病手当金	件數	0,045	埼玉縣 0,229	北海道 0,044	14 (0,043)	沖繩縣 0,034	鳥取縣 0,001	
		日費用	0,229	長崎縣 0,900	三重縣 0,141	42 (0,012)	群馬縣 0,120	鹿児島縣 0,096	
被保險者一人當リ	埋葬料	件數	5,241	福岡縣 11,267	徳島縣 4,557	27 (4,537)	福井縣 4,535	群馬縣 2,025	
		日費用	3,383	福岡縣 7,347	奈良縣 1,998	40 (1,983)	岡山縣 1,897	長野縣 0,850	
被保險者一人當リ	分焼費	件數	0,070	福井縣 0,012	栃木縣 0,009	5 (0,008)	北海道 0,007	徳島縣 0,003	
		日費用	0,253	福井縣 0,354	千葉縣 0,257	17 (0,255)	新潟縣 0,246	徳島縣 0,112	
被保險者一人當リ	助産手当	件數	0,017	福井縣 0,069	山形縣 0,049	4 (0,039)	長崎縣 0,032	警視廳 0,004	
		日費用	0,175	福井縣 0,693	山形縣 0,496	4 (0,393)	愛媛縣 0,391	神奈川縣 0,046	
被保險者一人當リ	出產手当	件數	0,016	福井縣 0,650	山形縣 0,047	4 (0,038)	長野縣 0,032	警視廳 0,004	
		日費用	0,086	福井縣 0,275	山形縣 0,223	5 (0,183)	愛媛縣 0,180	神奈川縣 0,027	
被保險者一人當リ	保險費	件數	0,016	福井縣 0,073	愛媛縣 0,037	4 (0,037)	山梨縣 0,035	警視廳 0,004	
		日費用	0,659	山形縣 2,133	長崎縣 1,889	4 (1,199)	佐賀縣 1,176	沖繩縣 0,184	
被保險者一人當リ	保險費	件數	0,238	長野縣 0,820	山形縣 0,621	4 (0,449)	佐賀縣 0,381	沖繩縣 0,051	
		日費用	31,600	672	警視廳 4,639	富山縣 442	31 (436)	島根縣 403	沖繩縣 137
被保險者一人當リ	保險費	被保險者千人ニ對スル保險費數	—	13	沖繩縣 44	靜岡縣 12	22 (11)	兵庫縣 10	大阪府 6
		保險費一人ニ對スル被保險者數	—	74	大阪府 163	兵庫縣 98	6 (95)	埼玉縣 92	千葉縣 19
被保險者一人當リ	保險費	12,608	268	警視廳 2,173	徳島縣 104	39 (100)	福井縣 90	沖繩縣 24	

(續)

種 別	全 國 / 數	平 均 數	全 國 / 首 位	本 縣 / 上 位	本 縣 / 順 位	本 縣 / 下 位	全 國 / 末 位
被保險者千人=對スル 保險齒科醫數	—	5	島根縣 12	大阪府 3	13 (2)	—	石川縣 2
保險齒科醫一人=對スル 被保險者數	—	186	福井縣 502	福井縣 502	2 (413)	大阪府 313	千葉縣 56
保 險 藥 劑 師	7,077	151	警視廳 1,565	埼玉縣 90	24 (82)	福井縣 80	沖繩縣 4
被保險者千人=對スル 保險藥劑師	—	3	熊本縣 9	北海道 3	7 (2)	福島縣 1	山梨縣 —
保險藥劑師一人=對スル 被保險者數	—	332	山梨縣 2,321	新潟縣 509	12 (504)	大阪府 485	熊本縣 114
保 險 産 婆	32,933	701	警視廳 3,405	宮崎縣 409	34 (401)	長崎縣 398	沖繩縣 75
被保險者千人=對スル 保險産婆	—	14	島根縣 45	北海道 11	21 (10)	静岡県 9	福井縣 7
保險産婆一人=對スル 被保險者數	—	71	福井縣 145	群馬縣 105	6 (103)	岡山縣 102	島根縣 22

附 錄

石川縣に於ける健康保險組合

石川縣に事務所を有する健康保險組合は昭和十二年度末現在は次の如くである
この内石川縣外に主たる事務所を有するは日東紡績健康保險組合のみである。

組 合 名 稱	事 業 / 種 類	事 務 所 所 在 地	設 立 認 可 年 月 日	組 合 / 設 立 ア ル 事 業 / 所 在 地 及 名 稱	被 保 險 者 數
小松製作所健康 保險組合	器械機具	能美郡小松町八 日市地方	大正15年12 月21日	株式會社小松製作所 能美郡小松町八日市地方	1,969
尾小屋鑛山健康 保險組合	金屬鑛業	能美郡西尾村字 尾小屋	昭和元年12 月25日	日本鑛業株式會社 東京市麹町區丸ノ内二丁目	991
錦華紡績金澤本 店健康保險組合	染 織	金澤市大豆田新 町	昭和3年1月 1日	錦華紡績株式會社 金澤市大豆田新町	2,069
日本絹織株式會 社健康保險組合	染 織	江沼郡南郷村字 南郷	大正15年12 月23日	日本絹織株式會社 大阪市西區江戸堀上通一丁 目	1,976
日東紡績健康保 險組合	染 織	福島縣郡山市麓 山町	昭和4年5月 1日	日東紡績株式會社 福島縣信夫郡杉妻村	536

歷 代 知 事

知 事 (健康保險移管後)		
代 數	氏 名	在 職 期 間
二十四代	中 野 邦 一	自昭和四年七月六日 至同六年一月二十日
二十五代	田 寺 俊 信	自同六年一月二十日 至同年十二月十八日
二十六代	平 賀 周	自同六年十二月十八日 至同七年六月二十八日
二十七代	山 口 安 憲	自同七年六月二十八日 至同九年四月六日
二十八代	館 哲 二	自同九年四月六日 至同十年一月十五日
二十九代	生 駒 高 常	自同十年一月十五日 至同十二年二月十日
三十代	兒 玉 政 介	自同十二年二月十日 至同十三年一月十一日
三十一代	近 藤 駿 介	自同十三年一月十一日 現在=至ル

歷 代 警 察 部 長

警 察 部 長		
代 數	氏 名	在 職 期 間
三十四代	麻 生 亮 藏	自昭和四年七月八日 至同五年八月二十八日
三十五代	田 中 藏 六	自同五年八月二十八日 至同六年十二月廿四日
三十六代	辻 野 三 郎	自同六年十二月廿四日 至同七年三月八日
三十七代	歌 田 千 勝	自同七年三月八日 至同 年六月三十日
三十八代	入 田 三 郎	自同七年六月三十日 至同九年五月四日
三十九代	富 田 健 治	自同九年五月四日 至同十年一月十九日
四十代	永 井 浩 浩	自同十年一月十九日 至同十一年四月廿五日
四十一代	山 田 武 雄	自同十一年四月廿五日 至同十二年七月八日
四十二代	齋 藤 亮 亮	自同十二年七月八日 至同十三年一月十一日
四十三代	高 橋 庸 彌	自同十三年一月十一日 至同十四年一月十一日
四十四代	山 田 俊 介	自同十四年一月十一日 現在=至ル

歷 代 健 康 保 險 (署) 課 長

署、課 長		
代 數	氏 名	在 職 期 間
初 代	中 島 仙 作	自大正十五年十月一日 至昭和三年五月十八日
二 代	平 野 芳 文	自同三年五月十八日 至同七年二月十八日
三 代	並 木 敏	自同七年三月三日 至同十一年八月廿九日
四 代	田 中 弘 治	自同十一年九月十七日 至同十三年七月十六日
五 代	一 木 壽 雄	自同十三年八月一日 至同十三年三月十六日
六 代	南 垣 内 藤 次 郎	自同十四年一月六日 現在=至ル



昭和十四年一月二十三日印刷 (非賣品代價高)
昭和十四年一月二十七日發行

石川縣警察部健康保險課

金澤市大手町二十八番地

印刷人 橋本彌三郎

金澤市大手町二十八番地

印刷所 橋本確文堂

特 247

133